

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化 への取り組みについて

平成25年2月
財務省関税局業務課

1. 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み①

目標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
 - ⇒ 通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
 - ⇒ 民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成25年度（2013年度）のNACCS等の更新時までの取組み

- 通関関係書類の簡素化
 - 【これまでの取組み】
 - 簡易審査扱い(区分1)とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略(平成24年7月実施)

- NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進
 - ⇒ 企業・関係業界等へのセールス
 - ⇒ 電子インボイス業務の改善(桁数・欄数の増加等)
- 【これまでの取組み】
 - 電子インボイス業務の入力項目について、NACCSのプログラム変更により、入力可能な品名の桁数(100→200)及び欄数(200→800)を拡大(平成24年10月実施)
- NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出
 - 【これまでの取組み】
 - 平成25年10月の導入を目指してNACCS等のプログラム変更等の作業

(参考) 日本再生戦略（日本再生に向けた改革工程表）（平成24年7月31日閣議決定）抜粋

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年度までに実施すべき成果項目
----------------	------------------	------------------	------------------	--------------------

貿易関連手続の一層の円滑化

- ・通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進(貿易に関する省庁への手続・民間の貿易取引における手続を含む)(2014年度まで)
- ・シングルウインドウの利便性向上、国際的なシステム連携の確保・強化
- ・EPAに基づく原産地証明手続の迅速化・簡素化
- ・アジア諸国における貿易円滑化の更なる推進(APECでの取組、通関手続のレベル向上に向けた技術協力、AEO制度の構築支援・相互承認の更なる推進)等

1. 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み②

○行程表

施策	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26～28年度		平成29年度	
	時期		10月		平成25年度 NACCS等更定期 NACCS等更新期		10月 平成29年度次期 NACCS等移動時期			
ペーパーレス化の促進										
通関関係書類の簡素化の検討					実施					
電子インボイス業務を改善するためのシステム開発										
通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の検討							PDF等による提出			
他法令手続の電子化の推進の検討 ・原本性が求められる通関関係書類の提出方法の検討 ・通關手続に関連する民間の貿易取引における電子化の推進の検討								順次実施		
通關手續に係る電子手続の原則化の検討									通關手續に係る電子手續の原則化の検討	
税關における審査環境の整備等										職員周知 職員習熟訓練 民間利用者への周知
民間利用者への周知										

2. 通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要①

1. 制度の概要

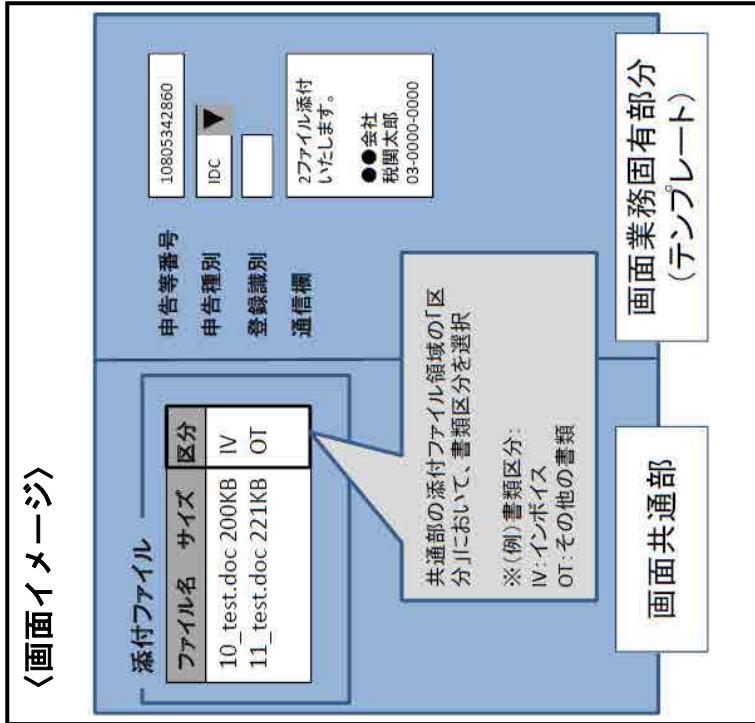
電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から、平成25年10月より、通関関係書類をNACCSによりPDF等の電磁的記録で提出することを可能とする。

- (注1) 原本性の確認が必要な書類（原产地証明書、他法令に基づく許可・承認書）及び通關數量等の裏落としを必要とする書類（E/L、I/L、関税割当証明書等）については、電磁的記録により提出された書類により審査を行つたうえで、書面（紙）による確認が不要と判断した場合については許可することを予定。（この場合、後日、原本を提出・提示）
(注2) PDF形式、Word形式、Excel形式、TIF形式及びJPG形式等のファイルによる提出を可能とする予定。
(注3) 関税等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるものについては、引き続き、全ての通関関係書類を書面（紙）により提出することとし、電磁的記録による提出は認めない予定。

2. NACCSの概要

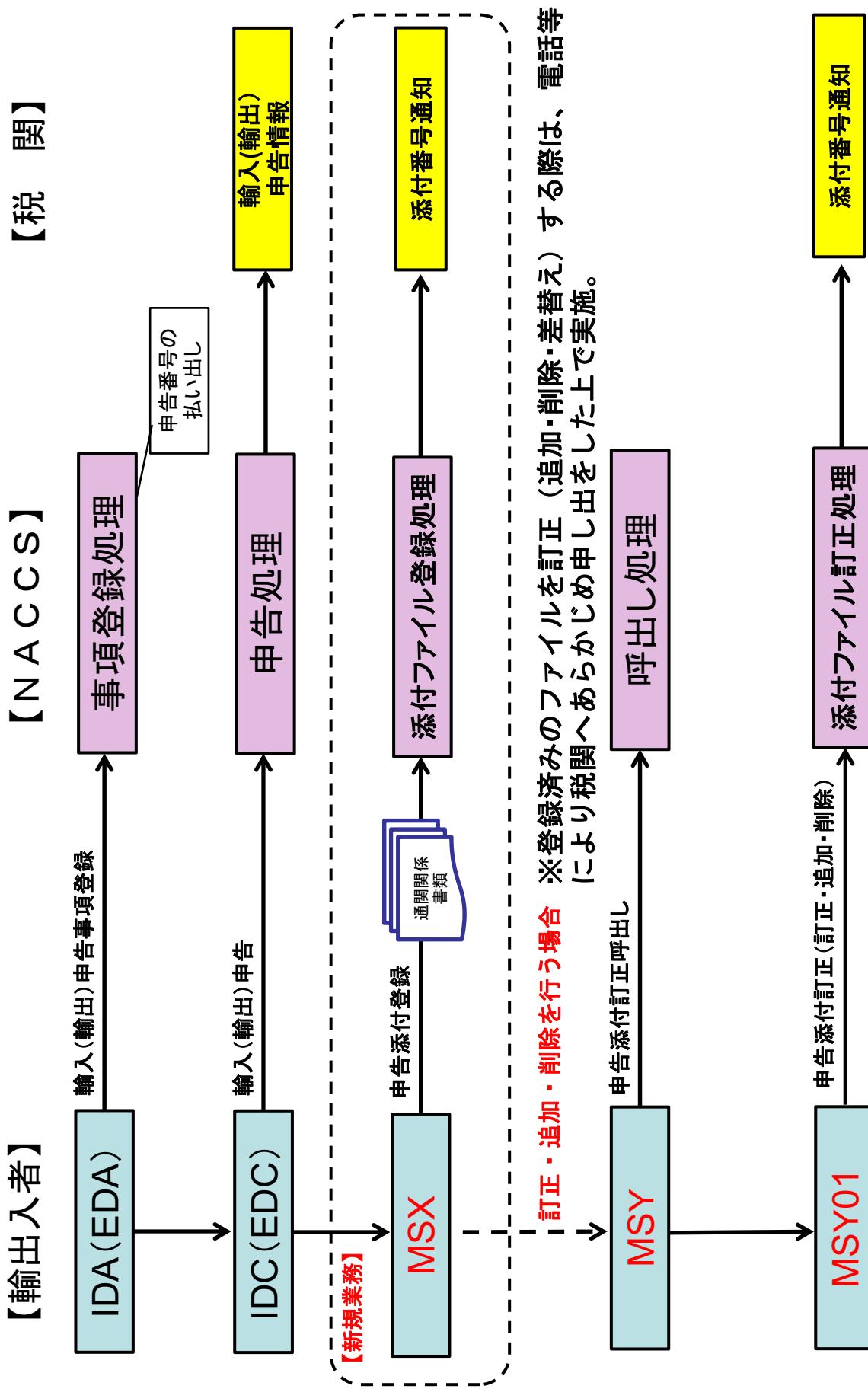
通関関係書類をPDF等の電磁的記録により税関へ提出する場合は、輸入（輸出）申告（IDC（EDC））等を行つた後に、申告添付登録業務（MSX（新規業務））により実施。

〈画面イメージ〉



2. 通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要②

3. 業務フローメージ



2. 通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要③

4. 申告添付登録業務（MSX）に係る運用方針

(1) 添付容量及び提出可能な電子ファイル等

① 1回の申告添付登録あたり、ファイル数は最大10ファイル、合計容量は最大3MB

(注) 削除・訂正ファイルを含め最大50ファイル、3MB

② 1ファイルの最大容量は最大500KB

③ 添付可能なファイルはPDF形式、Word形式、Excel形式、TIFF形式及びJPEG形式等のイメージファイル

(注) ZIP、JET、HTMLは添付不可

(2) 書類の提出方法等

① 1申告ごとに、NACCSを利用した電磁的記録による提出又は書面（紙）による税関窓口への提出のどちらかの方法を選択し提出する（次頁(4)②のとおり事後に書類を提出・提示する場合は、この取扱いの例外とする。）。

② 1申告につき1回のみ申告添付登録業務（MSX）を行うことを可能とする（申告添付訂正業務（MSYO1）により追加・削除・差替えは、一度可能）。

③ 申告添付登録業務（MSX）については、輸出入申告の日から3日以内に行うこととする。

④ 税関の開港時間外であっても、申告添付登録業務（MSX）を行うことを可能とする（開港時間外の事務の執行を求める届出書の提出は不要）。

⑤ 航空貨物の輸出入申告に際して税関への提出を求めている「輸出入申告控」の提出は不要とする。書類は、NACCSにより原本保存が行われたため、輸出入申告者における当該書類（原本）の保存は不要とする。

⑥ 申告添付登録業務（MSX）を利用して税関へ提出した書類（原本）の保存は不要とする。書類の提出には、書類区分（例えばインボイス「IV」、船荷証券「BL」、その他の書類「OT」、全てのパーションにより提出することを可能とする予定。

イ. 書類区分ごとに分けて複数ファイルにより提出
ロ. インボイス「IV」とその他の書類「OT」の2つのファイルにより提出
ハ. 船荷証券「BL」とその他の書類「AL」の2つのファイルにより提出

二. 全ての通関関係書類「AL」を1つのファイルにまとめて提出
(注) 全ての書類「AL」やその他の書類「OT」を利用する場合は、対象となる書類をインボイス、パッキングリスト、船荷証券、保険料明細書、商品説明書等の書面により提出する際の書類の順番に並べた状態で提出すること。
・その他の書類「OT」についても、「AL」に準じた取扱いとする。

・「AL」、「OT」により複数の書類を1つのファイルとして提出した場合であって、その一部に訂正があった場合は、全ての書類を再度提出することとなる。

2. 通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の概要④

(3) 電磁的記録により提出された書類の訂正（追加・削除・差替え）

- ① 申告後、許可前において登録済みのファイルを訂正（追加・削除・差替え）する必要が生じた場合は、電話等により税関へあらかじめ申し出た上で訂正を認めることとなる（「訂正申出書等」の提出は不要）。
- ② また、輸出の許可後ににおいてファイルを訂正（追加・削除・差替え）する必要が生じた場合も、前述の①と同様の取扱いとなる。

(4) 原本性の確認が必要な書類及び通関数量等の裏落としを必要とする書類等

- ① 原本性の確認が必要な書類（原産地証明書、他法令に基づく許可・承認書）及び通関数量等の裏落としを必要とする書類（E/L、I/L、関税割当証明書等）については、電磁的記録により提出された書類により審査を行ったうえで、書面（紙）による確認が不要と判断した場合には許可することを予定。
- ② 原本性の確認が必要な書類等については、輸出入申告の日から3日以内に書面（紙）により税関の窓口に提出・提示するよう求める予定。
- ③ 関税等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるものについては、引き続き、全ての通関関係書類を書面（紙）により提出することとし、電磁的記録による提出は認めない予定。

(5) 平成29年の次期NACCSの稼動を見据えた事前準備等

- ① 平成25年10月からは、通関関係書類を電磁的記録により提出することが可能となり、書類の提出方法の選択肢が広がることとなる。
- ② 平成29年の次期NACCS稼動時においては、電磁的記録による提出を原則とし、書面での提出は例外とする方向で検討中であることから、これを見据えた事前の準備をしつかり行っておく必要がある。

(参考) 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る業務入力画面イメージ

MSX 申告添付登録

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 業務(I) オプション(O)

システム識別
海上

添付ファイル
添付ファイル名 サイズ 区分

Invoice.pdf	274KB	IV
Other.pdf	495KB	OT

入力項目ガイド

申告等番号＊ 100000000000

申告種別＊ IOC ▶ 登録識別

通信欄 2ファイル添付します。
●●会社
税関太郎
03-0000-0000

業務メモセージ

コード	内容	処置
111		

業務固有情報

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A

No.	設問	回答
1	「通関関係書類の電子化又はPDF等による提出」とありますが、「電子化」と「PDF等による提出」とは異なるのでしょうか。	通関関係書類の「電子化」とは、電子情報(EDI)による通関関係書類の税關への提出を意味し、「PDF等による提出」とは、PDF等の電磁的記録による通関関係書類の税關への提出を意味しております。 具体的な例としては、前者はNACCSの電子インボイス業務(IVA業務)、後者はNACCSの申告添付登録業務(MSX業務)をイメージしていただければと思います。
2	「NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流プラットフォームとしての機能強化」とは何ですか。	NACCSにつきましては、輸出入関連業務のみならず、これに関連する民間業務もカバーしておりますので、既に「国際物流プラットフォーム」としての役割を担っております。今般の通関関係書類の電子化・ペーパレス化に向けた取組みにおいては、民間の貿易取引における電子化も推進することとしておりますので、こうした民間のシステムとNACCSとの連携を図り、NACCSがカバーできる業務の範囲を広げることによって、NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流プラットフォームとしての機能の強化を目指しているものです。
3	「海上運送状」及び「保険料明細書」の電子化は、どの程度検討が進んでいるのでしょうか。	「海上運送状」の電子化については、昨年の3月に現行NACCSの船積確認事項登録業務(ACL業務)においてプログラム改変を行い、海上運送状に必要な情報の作成及び交換がNACCSで可能となっております。 「保険料明細書」の電子化については、平成29年10月の次期NACCS等の稼働時のタイミングを捉え、損害保険業務についてNACCSとの連携を図ることを検討しています。具体的には、個別保険に係るD/N(デビットノート)について、保険会社から荷主等への送付は、現在、書面(紙)で送付することが基本となっているところですが、これを電磁的記録(PDF)により電子的に送付することにより、税關への提出についても、NACCSを利用した電磁的記録による提出を可能とすることを検討しています。更に、損害保険会社に対して行う包括保険申請等発給手続について、電子的な申請を可能とともに、現在、税關に対して書面(紙)で行っている包括保険申請手続きについても、NACCSを用いて電子的な申請が可能となるよう検討をしているところです。
4	平成29年度までの取組みに「他法令手続等の電子化の推進」とありますが、すべての他法令手続が電子化の対象となるのですか。	他法令手続の電子化に関して、電子化されていない他法令手続の申請件数の状況等を見極めつつ、関係省庁と協議しながら電子化の推進を検討することとしてます。 現在のところ、薬事法関係手続について、所管省庁である厚生労働省と電子化に向けた協議を行っているところです。 また、他法令に基づく許可・承認書以外の原産地証明書や関税割当証明書についても、今後、電子化等に向けた検討を行うこととしております。
5	平成29年度以降は全てペーパレス化され、書面による提出はできなくなるのでしょうか。	平成29年度の次期NACCS稼働時に向け、通関関係書類の電子化・ペーパレス化を促進するための各種施策について、実施可能なものから順次実施していく、更なる電子化・ペーパレス化を目指すこととしています。 なお、平成29年度以降、書面による提出を認めるかどうかについては、今後の電子化・ペーパレス化の促進状況を見極めつつ、「通関手続に係る電子手続の原則化」と併せて検討することとしています。
6	平成29年の原則「電子化」までは、1申告単位で、申告添付登録業務(MSX)による電子データでの提出か書面による提出かを選択するということでしょうか。また、1申告ごとにどちらの方法で提出するかを税關に連絡する必要がありますか。	1申告単位で、申告添付登録業務(MSX)による電磁的記録での提出、又は従来からの書面による提出のどちらかを選択いただければ結構です。また、税關にどちらの方法で提出するかを都度、連絡する必要はありません。
7	申告添付登録業務(MSX)を利用した場合、申告から許可までの時間は短縮されるのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)を利用した場合、書面(紙)により提出する際に各通関業者の事業所等から税關の窓口へ来署し提出していた時間が省略されますので、申告から許可の時間は短縮化されるものと考えています。
8	申告添付登録業務(MSX)や申告添付訂正業務(MSYO1)は、輸出入申告(EDC/IDC)と同様に通関士しか送信できないのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)や申告添付訂正業務(MSYO1)は、通関業法上、通關士による審査が義務付けられる書類の提出には当たりませんので、通關士以外の方が行うことも可能です。
9	添付書類に誤りがないか確認するために、申告添付登録業務(MSX)を利用し送信する前にファイルを開くことは可能でしょうか。	NACCSセンターが提供しているパッケージソフトを使用して申告添付登録業務(MSX)を行う場合には、同業務の入力画面左側の添付ファイル欄から確認したいファイルを選択していただき、メインメニューの「ファイル」から「添付」→「開く」をクリックしていただくことにより、送信前にファイルを開くことが可能です。
10	申告添付一覧照会業務(IMS)は、例えば利用者コード等でまとめて照会することは可能でしょうか。また、申告添付一覧照会業務(IMS)から、添付ファイルを確認することは可能でしょうか。	申告添付一覧照会業務(IMS)は、申告単位での照会となるため、利用者コード等でまとめて照会することは出来ません。また、申告添付一覧照会業務(IMS)から、添付ファイルを確認することも出来ません。

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A

No.	設問	回答
11	電磁的記録で提出可能なファイル形式として、PDF形式、Word形式、Excel形式、TIFF形式、JPEG形式等のことですが、「等」とは他にどのようなものが添付できるのでしょうか。	Windowsビットマップ形式(bmp)やGIF(ジフ)形式といったイメージファイルを添付することができます。また、TEXT(テキスト)形式やCSV(シー・エス・ブイ)形式もシステム上、添付することが可能ですが、書類の各項目の記載内容が容易に確認可能な状態に様式を整えていただくことが前提となります。
12	添付ファイルの真正性の観点から、Word又はExcelで作成されたファイルについて、意図的でなくともミスで上書きされる等、書き換えられる可能性を不安視しています。税關に提出された当該ファイルについて上書きできない仕組みになっているのでしょうか。	税關に提出されたファイルについて、税關側で訂正(上書き)、削除等は出来ない仕組みです。
13	申告添付登録業務(MSX)により提出した書類をNACCSの業務により確認することはできるのでしょうか。	NACCSの業務により申告添付登録業務(MSX)により提出した書類を確認することはできません。 NACCSセンターが提供しているパッケージソフトを使用して申告添付登録業務(MSX)を行った場合には、同業務を送信した端末の送信済フォルダから確認することができます。 なお、送信済電文を長期間にわたり保存された場合、端末性能にもよりますがパッケージソフトの動きが悪くなる可能性がありますので、適宜、電文の別媒体への移動や削除をお願いします。
14	申告添付登録業務(MSX)は、輸出入申告後に行うことですが、システムの仕様上は可能である事項登録(EDA/IDA)後に行ってはいけないのでしょうか。また、事項登録後、輸出入申告前に行った場合は非違となるのでしょうか。	事項登録後に行なうことを禁止するものではなく、これをもって非違とすることはありませんが、税關への書類提出が省略された区分1の申告については、NACCSにおいて原本保存されず、輸出入者において保存していただくこととなりますので、書類の保存を適切に行なうためにも、提出の要否が明らかとなる輸出入申告後の添付登録をお願いします。
15	申告添付登録業務(MSX)を利用した場合に添付ファイルを誤った場合や、税關から追加で書類の提出を求められた結果、3MBを超えることとなり、改めて全ての書類を書面(紙)により提出することとなった場合は非違に計上されるのですか。	添付ファイルが誤ったことをもって直ちに非違とはしません。また、申告添付登録業務(MSX)の容量超過のみを理由として、非違として扱うことはありません。
16	申告添付登録業務(MSX)を利用して書類を提出した場合、税關側は書類の受領をどのように確認するのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)を利用して書類を提出した場合、税關には、添付番号の通知がされますので、この時点で税關側は書類を受領したことを確認することとなります。
17	税關へ添付番号の通知がされた後、税關が当該通知を確認した旨(例えば電子メールの開封通知)は分かるのでしょうか。	電子メールにおける開封通知のような、税關が添付書類を確認したことを通知する機能はありませんが、税關では添付番号の通知をもって書類の提出を確認し、現在と同様に、原則、書類が提出された順番に審査を行います。
18	申告添付登録業務(MSX)を行った後に、輸出入申告内容の変更を行った場合、申告添付登録業務(MSX)は再度行う必要があるのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)を行った後に、輸出入申告内容の変更を行った場合であっても、先に行なった申告添付登録業務(MSX)は、新たな申告番号に紐付くことになりますので、再度申告添付登録業務(MSX)を行なっていただく必要はありません。ただし、輸出入申告内容の変更に伴い、通関関係書類の訂正等がある場合には、あらかじめ税關へ申し出たうえで、申告添付訂正業務(MSY01)により訂正等を行なっていただく必要がありますのでご留意ください。
19	輸出の許可後訂正に係る申告添付登録業務(MSX)を行うことは可能でしょうか。	輸出許可内容変更申請業務(EAC)実施後に、申告添付訂正業務(MSY01)により行なうことが可能です。
20	輸出許可内容変更申請を行った場合、いつまでに輸出許可内容変更に係る書類を提出する必要があるのでしょうか。	輸出の許可内容変更申請を行った場合において、書類の提出が必要となる場合には、当該申請の日から3日以内に輸出許可内容変更に係る書類を提出する必要があります。
21	通関関係書類を税關に提出しない場合、輸出入者において書類の保存をする必要があるとのことです、PDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存することは可能でしょうか。	現状においては、税關に提出しない通関関係書類をPDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存する場合は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(電子帳簿保存法)に基づき、税關長の承認を受けたうえで、同法に規定された要件を満たした方法で保存する必要があります。 具体的には、電子帳簿保存法に規定された電子媒体の保存の要件は、電子帳簿保存法施行規則において具体的に規定されており、 ①スキャナの解像度が一定以上(8ドット・256階調以上)であること。 ②スキャナで読み取る際に電子署名及び電子スタンプを行うこと。 ③記録の訂正又は削除を行なった場合、これらの事実及び内容を確認することができること。 ④記録事項の検索機能が確保されていること。 等といった要件を満たす必要があります。

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A

No.	設問	回答
22	通関業法に基づく申告書等の保存は、PDF等により行ってもよいのでしょうか。また、その際は電子帳簿保存法の適用を受けるのでしょうか。	通関業法に基づく申告書等の保存は、PDF等の電磁的記録をフロッピーディスク等の磁気ディスクに保存することによって行うことが可能ですが、その際は、電子帳簿保存法の適用は受けません。
23	申告添付登録業務(MSX)における1ファイルの容量は最大500KB、合計で最大3MBということですが、今後、添付可能な容量の見直しはあるのでしょうか。	本年10月の運用開始時点では、システム負荷・ネットワーク負荷を考慮し、1ファイル当たりの容量を500KBまでとさせていただきますが、その後の利用状況を踏まえ、500KB以上に添付ファイルの容量を増大しても支障がないと判断できれば、見直しを検討します。また、添付ファイルの合計容量を3MB以上に増大化することは、現行NACCSでは困難ですが、平成29年に更改する次期NACCSでは、添付可能な容量について増大化を図ることを検討することとしているため、その際に、見直しを検討したいと考えております。
24	申告添付登録業務(MSX)を行う際に、あとどの位ファイルを添付することができるのかといった残容量が表示されるのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)を行う際には、あとどの位ファイルを添付することができるのかといった残容量の表示はされませんが、添付可能な容量等を超えた場合は、利用者側へエラーメッセージが通知されます。また、添付した書類の一覧を照会する業務(申告添付一覧照会業務(IMS))により登録可能な残りの容量を確認することができ、また、申告添付訂正業務(MSY01)を行う際にも、登録可能な残りの容量は表示されます。
25	税関から追加で書類の提出を求められた結果、3MBを超えることとなった場合においても、登録済みのファイルを削除したうえで、全て書面(紙)により税関の窓口へ提出しなければならないのでしょうか。	その通りです。 結果として、3MBを超えることとなった場合には、全ての登録済みのファイルを削除(申告添付訂正業務(MSY01)の提出区分を「A」に変更)したうえで、全ての通関関係書類について書面(紙)により税関の窓口へ提出をすることとなります。
26	添付容量が3MBを超える場合、一部の通関関係書類について添付ファイル登録業務(MSB)により提出することは可能ですか。	添付容量が3MBを超える場合には、全ての通関関係書類について、申告添付登録業務(MSX)によることなく、書面(紙)により提出していただくこととなり、添付ファイル登録業務(MSB)により提出することは出来ません。 なお、カタログ等の参考資料であって、提出書類として原本保存が不要な書類については、添付ファイル登録(MSB)業務によりご提出いただくことができます。
27	輸出入申告後に申告添付登録業務(MSX)を行うことですが、当該業務を行うことが可能な期間は決まっているのでしょうか。	現行の通関関係書類の提出は、申告(許可)の日から3日以内に提出することとなっていますので、申告添付登録業務(MSX)を利用した場合でも同様の取扱いとする予定です。
28	区分1で提出をする「1Y」とされた申告の場合、いつまでに申告添付登録業務(MSX)を利用して書類を提出する必要がありますか。	輸入であれば申告後3日以内に、輸出であれば許可の日から3日以内に申告添付登録業務(MSX)により通関関係書類を提出してください。
29	税関の開庁時間外においても申告添付登録業務(MSX)を行うことは可能とのことですが、休日の場合でも同様に行えるのでしょうか。	休日においても、申告添付登録業務(MSX)を行うことは可能です。なお、夜間・休日等の税関の開庁時間外において輸出入の許可までを必要とする場合には、従前どおり、開庁時間外事務の執行を求める届出手続を行っていただく必要がありますのでご留意ください。
30	航空貨物の輸出入申告に際して、申告添付登録業務(MSX)を利用して通関関係書類を提出した場合、「輸出入申告控」の提出を省略するとのことですが、通関関係書類を書面(紙)で提出する場合には、引き続き「輸出入申告控」を提出する必要がありますか。	通関関係書類を書面(紙)で提出する場合には、従来どおり、輸出入申告控と書面(紙)による審査を行う必要があることから、引き続き「輸出入申告控」の提出をお願いします。
31	「全て:AL」や他の書類「OT」で提出する場合に、紙で提出する場合と同じ順に並べた状態で提出するとのことですですが、具体的にはどのような順番でしょうか。	現在、書面(紙)で税間に提出する場合は、インボイス、パッキングリスト、船荷証券、保険料明細書、商品説明書等の順番で提出いただく慣習となっているところですが、電磁的記録により「全て:AL」として提出いただく場合も、可能な限り同様の並びでの提出をお願いするものです。
32	申告添付登録業務(MSX)を利用する場合の提出パターンが例示されていますが、これによらない方法による提出は認められないのでしょうか。	資料に記載しているとおり、以下の4つのパターンを基本としておりますが、これによらない方法についても柔軟に対応したいと考えております。 ①書類区分ごとに分けて複数ファイルによる提出 ②インボイス「IV」と他の書類「OT」の2つのファイルによる提出 ③船荷証券「BL」と他の書類「OT」の2つのファイルによる提出 ④全ての書類「AL」を1つのファイルにまとめて提出
33	申告添付登録業務(MSX)を利用して複数のファイルを提出する場合、それぞれのファイルは異なるファイル名で提出する必要があるのでしょうか。	その通りです。 なお、申告添付訂正業務(MSY01)を利用して、添付登録済みのファイルを削除し、新たにファイルを追加登録する場合は、削除したファイル名と新たに登録するファイル名が同じでも構いません。

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A

No.	設問	回答
34	申告添付登録業務(MSX)を利用して提出する場合、書類区分を選択の上、提出するとのことですが、例えばインボイスが500KBを超えるため複数枚に分ける必要が生じた場合、同一の書類区分で複数添付すること(例えば「IV」が5つ)は可能でしょうか。	同一の書類区分であっても、異なるファイル名であればシステム上は可能ですが、その運用を検討しており、決定次第、速やかにお知らせします。
35	書類区分「全て:AL」の場合でも1ファイル500KBまでは申告添付登録(MSX)は行えないのでしょうか。	その通りです。 1つのファイルにまとめた結果、容量が500KBを超える場合には、ファイルを書類区分毎に分割して申告添付登録(MSX)を行うこととなります。
36	訂正等を行う場合には、税関へ電話等によりあらかじめ申し出た後に実施することですが、情報伝達業務(MSA)により実施しても差し支えないでしょうか。	税関職員が確実に認知可能な方法により申し出ていただくことを想定しており、現在のところ、電話のほか、情報伝達業務(MSA)等による連絡についても可能とする方向で検討しているところです。
37	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類について、申告添付登録業務(MSX)により提出された書類により審査を行い、書面(紙)による確認が不要と判断した場合は許可後に原本を提出することになることですが、書面(紙)による確認が必要と判断した場合はどういう取り扱いになるのでしょうか。	書面(紙)による確認が必要と判断した場合については、税関から担当者へ連絡することになり、税關窓口に提出いただいた原本により審査を行ったうえで、輸出入許可を行うこととなります。
38	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類を税関に提出する必要がある場合については、その書類のみを税関に提出すればよいのでしょうか。また、区分1で提出を要する「1Y」の場合の取扱いも同じ取扱いでしょうか。	その通りです。 原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類以外で、申告添付登録業務(MSX)により提出された書類(仕入書や船荷証券等)は、NACCSにおいて原本保存されますので、それらの書類を改めて書面(紙)で提出していただく必要はなく、原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類のみを提出いただく運用とする予定です。その際、原本に申告番号、許可年月日等を記入していただくことを検討しています。 また、区分1で提出を要する「1Y」についても同様の運用とする予定です。
39	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類については、申告添付登録業務(MSX)により提出した場合であっても、改めて書面(紙)による提出が必要とのことです、書面(紙)提出の要否に係る判別は申告毎に可能となる予定ですか。	現在の仕様においては、書面(紙)での提出の要否が判別できる仕様となっておりませんが、現在、どういった対応が適当か検討しているところです。
40	原本性の確認が必要な書類を申告添付登録業務(MSX)により提出する場合は、カラーファイルで提出する必要があるのでしょうか。	原則として白黒のファイルによる提出を認める方向で検討していますが、原産地証明書のように印影等の確認が必要となる書類もあることから、現在、詳細について検討を行っていますので、皆様にお知らせできる準備が整い次第お知らせします。
41	NACCSの貿易管理サブシステム(旧JETRAS)等、NACCSと統合又はインターフェースしているシステムを利用した他法令手続に関して、許可・承認書等の提出はどうなるのでしょうか。	NACCSと統合又はインターフェースしているシステムにより他法令確認を行うものについては、従来どおり許可・承認書等の提出は不要です。
42	税関において原本性の確認を必要としない他法令に基づく許可・承認書とは具体的に何ですか。また、それらの書類については、申告添付登録業務(MSX)により提出したうえで、許可されるのでしょうか。	他法令に基づく許可・承認書に係る原本提出の要否については、現在、関係省庁等と調整中であり、調整ができ次第、皆様にお示しさせていただきたいと考えています。
43	申告添付登録業務(MSX)を利用して仕入書を提出する場合、線引きしたもの・補足事項を書き込みしたものを受け付けて構わないのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)を利用して線引き等を行ったインボイスを提出することは可能ですが、必ずしも線引き等を行ったものを提出していただく必要はありません。ただし、インボイスの品目数が多く分類が分かれる場合は、通関審査の遅滞を防止するため、線引きした後にPDF化等を行ったインボイスを添付していただきたいと考えています。
44	現行、インボイスに添付している計算書も添付登録業務(MSX)により送付することは可能でしょうか。	「計算書」についても申告添付登録業務(MSX)を利用して税関へ提出することは可能です。なお、計算の過程が明示された「計算書」を提出していただければ、これまで同様に、税關における審査の参考とさせていただきます。

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A

No.	設問	回答
45	「関税等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるもの」について、具体的にどのような場合がこれに該当するのでしょうか。	会計検査院へ通関関係書類を提出する必要がある輸入申告は、 ① 有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上のもの（長崎税關、函館税關及び沖縄地区税關においては200万円以上のもの。）。 ② 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額の減免税額が100万円以上のもの（なお、無条件免税や再輸出免税などは提出が不要）。 に該当した場合です。
46	通関関係書類を会計検査院へ提出する必要があるものについては、その全ての書類を紙で提出する必要がありますか。	通関関係書類を会計検査院へ提出する必要があるものについては、税關から会計検査院に對して書面で提出することとなっているため、申告添付登録業務(MSX)による提出によることなく、現行と同様に書面により2部提出をお願いします。
47	申告添付登録業務(MSX)を利用して提出が可能な減免税関係書類は何でしょうか。	輸出入申告において提出することが義務付けられている減免税関係書類のうち、電磁的記録による提出が可能となるものについて、現在、具体的に検討しているところですので、皆様にお知らせできる準備が整いましたら速やかにお知らせすることとします。
48	荷主等から受け取る通関関係書類のデータは、税關へ提出する必要のない書類も含まれており、税關への提出に係る仕分け（データの切り分け）が非常に困難となるため、税關へ提出する必要のない書類も一括して申告添付登録業務(MSX)により提出してもよろしいでしょうか。	輸出入申告に際して提出が必要な通関関係書類は、輸出入の許可の判断のために必要な書類を提出いただくこととなりますので、税關へ提出する必要のない書類についてはその提出を控えていただきますようお願いします。
49	輸出申告において申告添付登録業務(MSX)を行った後、申告先の部門や官署に変更があった場合、当該業務により提出した通関関係書類は変更後の部門に引き継がれるのでしょうか。	輸出申告において申告添付登録業務(MSX)を行った後、申告先の官署に変更があった場合は、これまでどおり、輸出申告変更(EDY)業務を利用して改めて変更後の官署に輸出申告を行うことによって、申告添付登録業務(MSX)により提出した通関関係書類は官署変更後の部門へ自動的に引き継がれることとなります。
50	申告添付登録業務(MSX)を行った後、申告先の部門に変更があった場合、当該業務により提出した通関関係書類は変更後の部門に引き継がれるのでしょうか。	申告先の部門に変更があった場合、申告添付登録業務(MSX)により提出した通関関係書類については、自動的に変更後の部門へ引き継がれます。
51	申告添付登録業務(MSX)を利用した場合、税關の担当者が分かるような仕組みとなっているのでしょうか。	システム上、税關の担当者が分かるような仕様とはなっていませんので、担当者については個別にお問い合わせくださいますようお願いします。なお、税關と皆様との連絡調整がスムーズに図れるよう、申告添付登録業務(MSX)を行うに際して、通信欄に担当者名、電話番号等を入力いただきますようご協力をお願いします。
52	税關の窓口へ書面(紙)により書類を提出した場合は、税關へ赴いた際に、税關における審査の進捗状況が把握可能でしたが、申告添付登録業務(MSX)を利用した場合でも、審査の進捗状況の把握は可能となるのでしょうか。	システム上、審査の進捗状況が分かるような仕様とはなっていませんが、現在と同様に、原則、税關へ書類が提出された順番に審査を行うこととしております。なお、審査の進捗状況の確認が必要な場合は、電話等で税關へお問い合わせくださいますようお願いします。
53	申告添付登録業務(MSX)を利用する場合、ファイルのウィルスチェックは税關側又は通関業者側のどちらが行うのでしょうか。仮にウィルスに感染したファイルを送信してしまった場合、通関業者側に責任があるのでしょうか。	NACCS利用者は、システムの利用規程第33条において、ウィルス対策等を施すこととされています。 申告添付登録業務(MSX)を行うに際しては、添付するファイルのウィルスチェックを適切に行っていただきますようお願いします。
54	予備申告(輸入)もIDC業務なので添付登録業務(MSX)の対象となるのでしょうか。	予備申告(輸入)についても申告添付登録業務(MSX)を利用して通関関係書類を税關へ提出することは可能です。
55	現在、添付ファイル登録業務(MSB)を利用することができますが、本年10月以降は申告添付登録業務(MSX)にとって代わるということでしょうか。	既存業務である添付ファイル登録業務(MSB)をなくすことはありません。本年10月から利用可能となる申告添付登録業務(MSX)は、通關審査を行う上で必要不可欠な書類を電磁的記録により提出する場合に行う業務となります。一方、添付ファイル登録業務(MSB)は、カタログ等の参考資料を提出する場合に利用できる業務となります。
56	通関関係書類の電磁的記録による提出に係る運用方針が決定した段階で、再度、関係業界への説明会は実施されるのですか。	運用方針については、説明会やアンケート等で頂いたご意見等を踏まえ、反映の要否等を検討することとしており、具体的な運用方針が決定しましたら、改めて関係業界への説明会を開催することを予定してます。



「通関関係書類の電子化」に係る NACCS仕様概要

平成25年3月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 通関関係書類電子化業務概略について

1. 業務の流れ

現在の輸出入申告通関業務フロー



通關關係書類電子化における通關



税關窓口への提出→電子データ(NACCS業務)による提出となる。



2.通関関係書類の簡素化に係る関税改正の内容

➡ NACCSを利用して行う輸出入申告のうち、審査・検査が不要とされるもの（区分1）の取扱い

【平成24年7月以前】
輸出入の申告後、3日以内に通関関係書類を税関に提出

↑

【現状】
原則、提出省略（注）

- (注) ① 原本確認又は通関数量等の裏落しを必要とする書類(輸出入ライセンス、原産地証明書、関税割当証明書、薬事法における薬監証明、CITES等)が添付されるもの。
② 減免税の適用を受けたため、輸入申告時に減免税明細書等の提出が義務付けられているもの（例：再輸出免税、関税暫定措置法第8条）
③ 減免・戻し税の適用に関連して、輸出申告時に一定の書類の提出が義務付けているもの（例：加工修繕税明細、関税暫定措置法第8条）
④ 通関手続等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるものの
⑤ その他税関長が必要と認めるもの（輸出入）
については、引き続き、事後の提出が必要となります。
(①～④は輸出許可又は輸入申告後3日以内、⑤は税関から提出を求められた場合に提出)

➡ 平成25年度のNACCS等の更新時までの取組み

- ☑ 通関関係書類提出の簡素化（平成24年7月 区分1の原則提出省略）
☑ NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進（平成24年10月 入力可能な品名行数・欄数を拡大）
☑ 通関関係書類のPDF等によるNACCS業務による提出（平成25年10月 プログラム変更予定）

➡ 平成29年度の次期NACCS等の稼働時までの取組み

- ☑ 他法令手続等の電子化の推進
☑ 民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携（海上運送状、保険料明細書等）
☑ 通関手続に係る電子手続の原則化

3.通関関係書類の電子化の概要

- 1** 通関関係書類について、NACCS業務を利用していくことにより、電子データ（PDF等）による提出を可能とします。
- 2** 提出された書類について、NACCS業務を利用していただくことにより、追加・削除等を行うことを可能とします。（あらかじめ税闇への申し出が必要となります。）
- 3** 通関関係書類による原本保存が行われます。（例外あり）電子データによる原本保存が行われます。（例外あり）
- 4** 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減を図ることができます。



4-1. 申告添付登録業務の新設（申告添付登録業務概要）

➡ 新規業務の追加

業務名	業種	概要
申告添付登録 MSX業務	海上システムの場合 航空システムの場合 通関業 代理店 通関業 混載業 航空会社	システムに登録した申告手続きに係る通関関係書類を申告等番号ごとに添付ファイルで登録する。

➡ ポイント



輸出入申告者(通関業者)

①輸出入申告



税関

新規業務

② 申告添付登録

③輸出入の許可

- ① 1回の申告添付登録業務あたり、ファイル数は最大**10**ファイル、合計容量は最大**3MB**
- ② 1ファイルの最大容量は最大**500KB**まで(最大**6**ファイル見当)
- ③ 申告添付登録は、システム上、申告事項登録業務(申告番号の**仮出し**)後から実施可能
- ④ 申告添付登録業務は、1申告につき1回のみ実施可能 (業務実施時に添付番号が払い出される)
- ⑤ 本申告前でも申告添付登録業務を行うことが可能
ただし、本申告を行った結果、審査区分「1」で「Y」表示とならなかつた場合、原本保存の対象外となる
(注) 税關へ提出されたことにはならないため、輸出入者による申告関連書類の保存義務が継続
- ⑥ 修正申告及び更正の請求については、申告添付登録の対象外

4-2 申告添付登録業務の新設（申告添付ファイル登録）

▣ MSX業務時のファイル登録について

①添付可能なファイル形式

・**PDF形式・Word形式・Excel形式・TIFF・J-PEG等のイメージファイル**

(例：“pdf”、“xml”、“xml”、“doc”、“docx”、“xls”、“xlsx”、“tif”、“tiff”、“jpg”、“jpeg”、“bmp”、“gif”)

②添付不可となるファイル形式

・**Jet形式・html形式**

(例：“jet”、“html”、“htm”)

③添付ファイル登録業務のファイル名において使用可能な文字(は以下の通り

- ・半角英数字(小文字可)
- ・ハイフン(半角)
- ・アンダーバー(半角)
- ・ピリオド(拡張子のみ)

④申告添付登録業務に関する注意点

- ・ZIP等の圧縮ファイルは使用不可。
- ・ファイル名は、拡張子を含め50バイト以内。(半角英数字にて最大50文字まで入力可能)
- ・同一ファイル名の重複使用は不可。

4-3. 申告添付登録業務の新設（申告添付登録業務画面イメージ）

MSX 申告添付登録

ファイル(E) 編集(E) 表示(U) 業務(I) オプション(O)

システム識別
海上

添付ファイル
添付ファイルは、
IV:インボイス
BL:船荷証券
OT:その他の書類
AL:全ての書類
等の各区分毎の登録が可能

添付ファイル
添付ファイル添付します。
2 ファイル添付します。

ファイル名 サイズ 区分

BillofLading.pdf	356KB	BL
Invoice.pdf	274KB	IV

申告等番号＊ 100000000000
申告種別＊ IDC
登録識別

①申告種別が「EDC」で、かつ輸出許可内容変更申請事項登録が行わされている申告に対して、当初許可分で「書類提出要」と判定された場合に添付ファイルを登録する場合は、「T」を入力
②申告種別が「EDC」以外の場合は、入力不可

最大200文字(全角の場合)まで入力可能

業務メニュー
コード 内容
業務固有情報

IDC:輸入申告
MIC:輸入マニフェスト通関申告
CTC:機用品蔵入承認申請
MWC:石油製品等移出(総保出)輸入申告
EDC:輸出申告(※)
MEC:輸出マニフェスト通関申告(※)
UEC:別送品輸出申告(※)
HFC:本船・ふ中扱い承認申請
※許可内容変更申請を含む

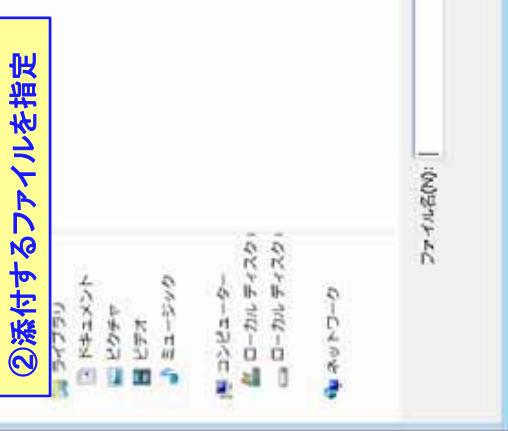


4-4. 申告添付登録業務の新設（申告添付登録業務画面イメージ）

① パッケージソフトを使用して電子データを添付する手順



② 添付するファイルを指定



③ 「開く」をクリック



4-5. 申告添付登録業務の新設（申告添付登録業務実施可能申告手続き①）

(1) 添付登録業務が可能な輸入申告関連手続きは以下の通りとなります。

申告手続き	
輸入	輸入申告（I DC）*表1
	輸入マニフェスト通関申告（M I C）
	機用品蔵入承認申請（C T C）
	石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）
	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（HFC）

()内はNACCISにおける業務コード

(2) 添付登録業務が可能な輸出申告関連手続きは以下の通りとなります。

申告手続き	
輸出	輸出申告（EDC）*表2
	輸出マニフェスト通関申告（MEC）
	別送品輸出申告（UEC）
	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（HFC）
	輸出許可内容変更申請（EAC）
	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）（EAMO1）
	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）
	別送品輸出許可内容変更申請（UAC）

()内はNACCISにおける業務コード

4-5. 申告添付登録業務の新設（申告添付登録業務実施可能申告手続き②）

(表 1) 輸入申告関連対象手続（一括特例申告(は対象外)

申告等種別	手續名	申告等種別	手續名
C	輸入申告（申告納税）	M	移入承認申請
F	輸入申告（賦課課税）	A	総保入承認申請
Y	輸入申告（少額關稅無税）	G	展示等申告
H	輸入（引取）申告	K	蔵出輸入申告（申告納税）
N	特例委託輸入（引取）申告	D	蔵出輸入申告（賦課課税）
J	輸入（引取・特例）申告	U	移出輸入申告（申告納税）
P	特例委託輸入（引取・特例）申告	L	移出輸入申告（賦課課税）
T	特例申告	B	総保出輸入申告（申告納税）
V	特例委託特例申告	E	総保出輸入申告（賦課課税）
S	蔵入承認申請		

(表 2) 輸出申告関連対象手続

申告等種別	手續名	申告等種別	手續名
E	輸出申告	M	特定製造貨物輸出申告
R	積戻し申告	T	特定輸出申告
N	特定委託輸出申告	G	展示等積戻し申告

5-1. 申告添付訂正業務の新設（申告添付訂正業務概要）

➡ 新規業務の追加

業務名	業種	概要
NEW 申告添付訂正 呼出し MSY業務	海上システムの場合 通関業	「申告添付登録（MSX）」業務によりシステムに登録した各申告手続きに係る添付ファイル情報を呼び出す。
	航空システムの場合 代理店 通関業 混載業 航空会社	
NEW 申告添付訂正 MSY01業務	海上システムの場合 通関業	「申告添付登録（MSX）」業務によりシステムに登録した各申告手続きに係る添付ファイル情報の削除、追加登録及び提出区分の訂正を行う。
	航空システムの場合 代理店 通關業 混載業 航空会社	

5-2. 申告添付訂正業務の新設（申告添付訂正時ファイル登録）

■ MSY業務時のファイル登録について

①添付ファイル訂正業務のファイル名において使用可能な文字は以下の通り

- ・半角英数字（小文字可）
- ・ハイフン（半角）
- ・アンダーバー（半角）
- ・ピリオド（拡張子のみ）

②申告添付訂正業務に関する注意点

- ・ZIP等の圧縮ファイルは使用不可
- ・ファイル名は、拡張子を含め50バイト以内。（半角英数字にて最大50文字まで入力可能）
- ・同一ファイル名の重複使用は不可
- （差替え書類の登録時も重複使用は不可。ただし、本業務により削除を行い無効となつたファイル名は、同一ファイル名の使用が可能。）

■ ポイント

- ① 申告添付訂正業務を行う際は、税闘に申し出た後に行う。
- ② 申告添付訂正業務にあたり、**当初の登録分を含め、ファイル数は最大10ファイル**（無効となつたファイルを含めると最大50ファイル）
合計容量は**最大3MB**までとする。
- ③ 当初登録分に追加する場合も本業務にて行う。
- ④ 申告添付登録（MSX）業務にて登録した添付ファイルを削除する場合は、対象ファイルの「削除対象欄」に「D」を入力する。

5-3. 申告添付訂正業務の新設（申告添付訂正業務画面イメージ）



5-4. 申告添付訂正業務の新設（申告添付訂正業務画面イメージ）

➡ 2つの添付ファイルのうち1ファイルを削除し、1ファイル追加する

MSY01 申告添付訂正

ファイル(E) 編集(E) 表示(Y) 業務(I) オプション(O)

シス・テム識別
海上
入力情報特定番号
添付ファイル

申告等番号 100000000000 宛先官署 1W 宛先部門 13
提出区分 S 登録識別
通信欄

「Invoice2.pdf」を追加して、「Invoice.pdf」を削除しました。

添付ファイル名	サイズ	区分
Invoice2.pdf	274KB	N
Invoice.pdf	274KB	D

削除 添付ファイル通番 ファイル名
1 D 200000000000 Invoice.pdf

02 200000000001 BillofLading2.pdf
03
04
05
06
07
08
09

添付番号(11桁) : 添付登録を行った回数に依存し、自動払出し
添付ファイル通番 : 添付番号に紐付いている添付ファイル数を表し、自動払出し
(添付番号+通し番号(2桁))

① 「申告添付訂正呼出し(MSY)」業務で、登録済みの有効ファイルに関する情報が出力される。
② 追加したいファイルを添付登録する。
③ 削除したいファイルの削除欄に「D」を入力する。
(必要に応じて「通信欄」に連絡事項を入力する。)

6-1. 申告添付一覧照会業務の新設（申告添付一覧照会業務概要）

➡ 新規業務の追加

業務名	業種	概要
申告添付一覧照会 IMS業務	税関 通関業 代理店 混載業 航空会社	「申告添付登録（MSX）」業務または「申告添付訂正（MSY01）」業務により登録された添付ファイル情報を照会する。

➡ ポイント

【照会可能条件】

- ①入力者（照会者）が税関以外の場合は、以下のいずれかであること。
 - ・添付ファイル情報に登録されている事項登録者、申告等予定者または許可後変更事項登録者であること。
 - ・照会可能な利用者であること。
- ②入力された申告等番号が添付ファイル情報に存在していること。
- ③申告等番号にかかる申告情報が、撤回、手作業移行されていないこと。

【照会情報出力項目】

- ①申告等番号 ②宛先官署 ③宛先部門 ④提出区分 ⑤申告年月日 ⑥許可承認年月日 ⑦許可内容変更承認年月日
- ⑧通信欄 ⑨貨物管理番号 ⑩残登録可能ファイルサイズ ⑪削除表示 ⑫添付ファイル通番 ⑬ファイル名
- ⑭ファイルサイズ ⑮書類区分 ⑯登録年月日 ⑰登録時分

（留意点）

申告添付一覧照会業務の照会結果から送信済み添付ファイルを開くことはできません。
送信済み添付ファイルの確認方法は、後記「【参考】送信済み添付ファイルの確認方法」を参照ください。

6-2. 申告添付一覧照会業務の新設（申告添付一覧照会業務画面イメージ）

入力画面で申告番号を入力することにより、紐付いている添付ファイル情報を出力します。

申告等番号	100000000000	提出区分	S
申告年月日	2013/11/01	許可承認年月日	2013/11/03
通信欄	「Invoice2.pdf」を追加して、「Invoice.pdf」を削除しました。		
登録可能残サイズを表示			
貨物管理番号	1 AWB0001	残登録可能サイズ	1748.00 Kbyte
	2 AWB0002		
	3 AWB0003		
	4 AWB0004		
	5 AWB0005		
削除添付ファイル番号	/5	ファイル名	
業務メニュー	業務メニュー コード 内容 無置 COMPLETE		
業務固有情報	1AAAAA		

削除されたファイルの場合「D」と出力

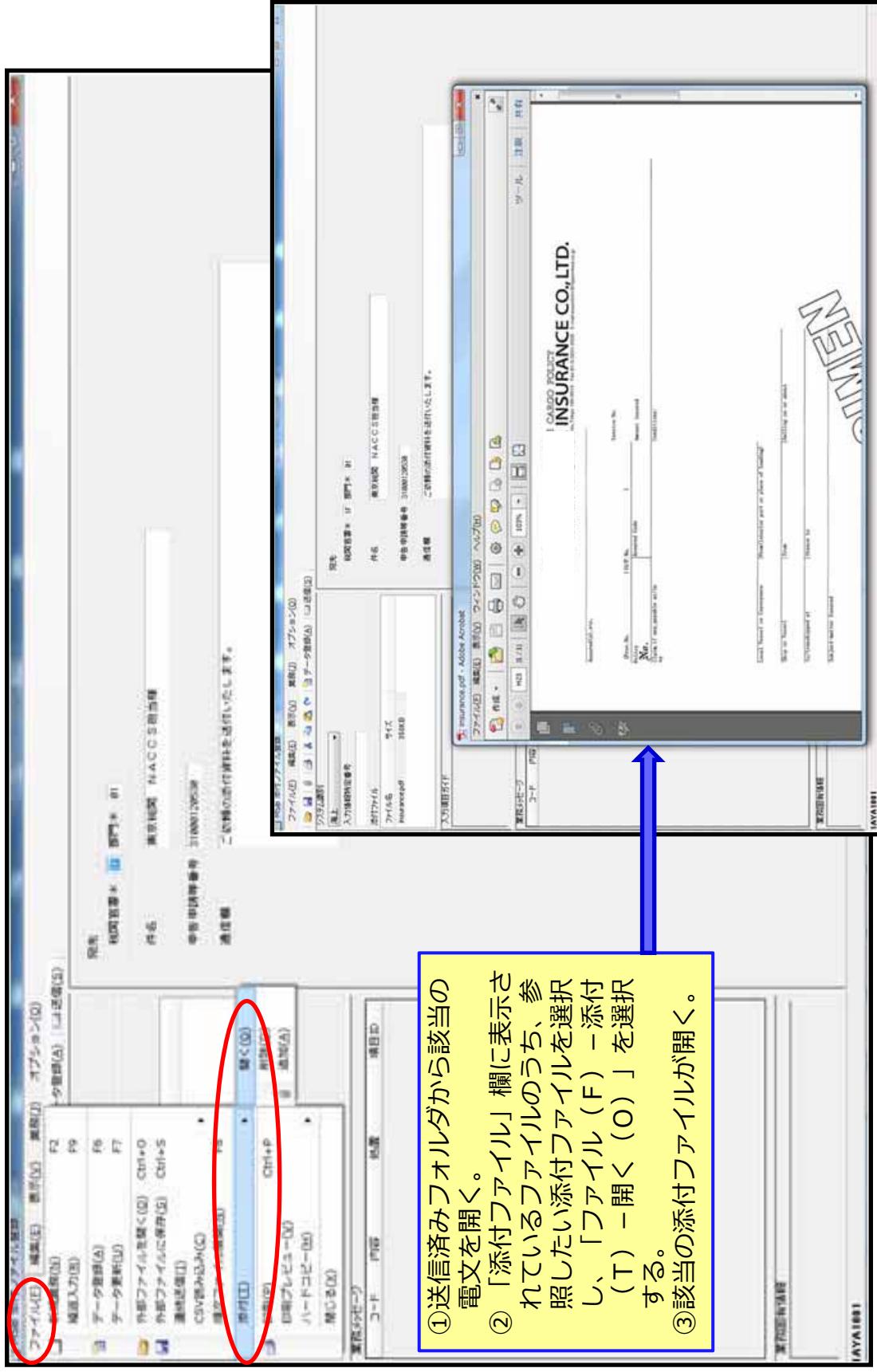
01 D 200000000001 BillofLading.pdf	356.00 BL 2013/11/01 15:00
02 D 200000000002 Invoice.pdf	274.00 IV 2013/11/01 15:00
03 200000000001 BillofLading2.pdf	356.00 BL 2013/11/02 10:00
04 2000000000201 Invoice2.pdf	274.00 IV 2013/11/03 12:00
05	/ / :
06	/ / :
07	/ / :
08	①海上システム（輸入）の場合 ⇒ B/L番号／AWB番号を出力
09	②海上システム（輸出）の場合 ⇒ 輸出管理番号／AWB番号を出力
10	③航空システム（輸入）の場合 ⇒ AWB (HAWB) 番号を出力
	④航空システム（輸出）の場合 ⇒ AWB (HAWB) 番号を出力
	繰返し2回目以降はスペースを出力

※添付ファイル通番「50欄」まで照会可能です。削除した添付ファイルも全て表示されます。



【参考】送信済み添付ファイルの確認方法

➡ 送信済み添付ファイルの確認方法



7. 業務仕様書等

(1) 通関関係書類の電子化に伴う新規業務及び変更となる既存業務の業務仕様書及びEDI仕様書を掲載しております。

詳細につきましては、NACCS掲示板(航空及び海上)に掲載しておりますのでご参照下さい。



※既存業務の一部の仕様も掲載していますが、業務処理が変更となるだけであり、
既存業務の電文フォーマットに変更はありません。

民間利用者様向け新規管理資料 (イメージ案)

【参考】管理資料

➡ 収集条件

- 前日に行われた輸入申告及び輸出申告等の実績から、あて先官署・あて先部門単位で各審査区分を区別する。
- ・ 輸 入：申告等年月日が前日のもの、または、予備申告が行われていた申告情報は本申告時点で収集。
 - ・ 輸 出：前日に許可または承認されたもの（許可内容変更承認除外）、または、同日に許可内容変更承認が行われた場合は、許可または承認データのみ収集。

➡ 提供概要及び編集条件

周 期：日 次
出 力 单 位：利用者 単 位
編 集 条 件：①官署・部門別の実績を出力、②データ編集は、海上・航空・航空マニフェスト・合計の単位とし、合計には官署・審査区分ごとの合計件数を出力。

➡ 料金及び申込み方法

- ◎ 料金は、1利用者コード毎に月額1,000円です。
- ◎ 既に月額1,000円の管理資料を配信されている方で本管理資料の配信を希望される方は、「管理資料情報配信要否登録(UKS)」業務にて登録が必要となります。追加料金は発生しません。
- ◎ 月額1,000円の管理資料を配信されていない方で本管理資料の配信を希望される方は、利用契約の変更手続きが必要となります。NACCSセンター業務部地域サービス課又は各事務所に連絡をお願い致します。

利用者コード*			
共通			
海上・航空			
1:輸出申告一覧データ	<input type="checkbox"/>	2:括弧付書類情報	<input type="checkbox"/>
4:一括付明細書情報	<input type="checkbox"/>	5:一括付用明細データ	<input type="checkbox"/>
7:口座使用明細データ	<input type="checkbox"/>	8:口座使用明細データ	<input type="checkbox"/>
10:連記式領收訖通知書情報	<input type="checkbox"/>	11:連記式領收訖情報	<input type="checkbox"/>
13:口頭捺印用納付書送付書情報	<input type="checkbox"/>	14:輸入申告一覧データ	<input type="checkbox"/>
16:電子決済入金予定データ	<input type="checkbox"/>	17:輸入申告審査区分別一覧表	<input type="checkbox"/>
		18:輸出申告審査区分別一覧表	<input type="checkbox"/>

「管理資料情報配信要否登録(UKS)」業務の画面（一部）イメージ



[参考] 管理資料（輸入）

管理資料（輸入申告審査区分別一覧表）

出力共通項目	99999999 X							
輸入申告審査区分一覧表	X							
海上								
あて先官署								
XXX	西	審査区分	申告番号	輸入者コード	輸入者名	申告等年月日	許可年月日	B/L番号
XXX	XX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	99999999	99999999	XXXXXXXXXXXXXXX1XXXXXX2XXXXXX3XXXXXX
XXX	XX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	99999999	99999999	XXXXXXXXXXXXXXX1XXXXXX2XXXXXX3XXXXXX
XXX	XX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	XXXXXX XXXX1XXX	99999999	99999999	XXXXXXXXXXXXXXX1XXXXXX2XXXXXX3XXXXXX

告等番号分繰り返す

→

※

卷之三

1

注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を施した場合の例です。

※平成25年3月リリース予定



【参考】管理資料（輸出）

H25.3~

管理資料（輸出申告審査区分別一覧表）

（出力共通項目）

輸出申告審査区分一覧表	X
海上	X
あて先官署	X
XXX	XXX
輸出申告審査区分一覧表	X

※申告等番号分繰り返す



航空	X
XXX	XXX
航空	X

※申告等番号分繰り返す



航空MF	X
XXX	XXX
航空MF	X

※申告等番号分繰り返す



合計	X
あて先官署	X
XXX	XXX
XXX	XXX
合計	X

※あて先官署分繰り返す



内空	X
XXX	XXX
内空	X

※あて先官署分繰り返す



内空	X
XXX	XXX
内空	X

※あて先官署分繰り返す



内空	X
XXX	XXX
内空	X

※あて先官署分繰り返す



内空	X
XXX	XXX
内空	X

※あて先官署分繰り返す



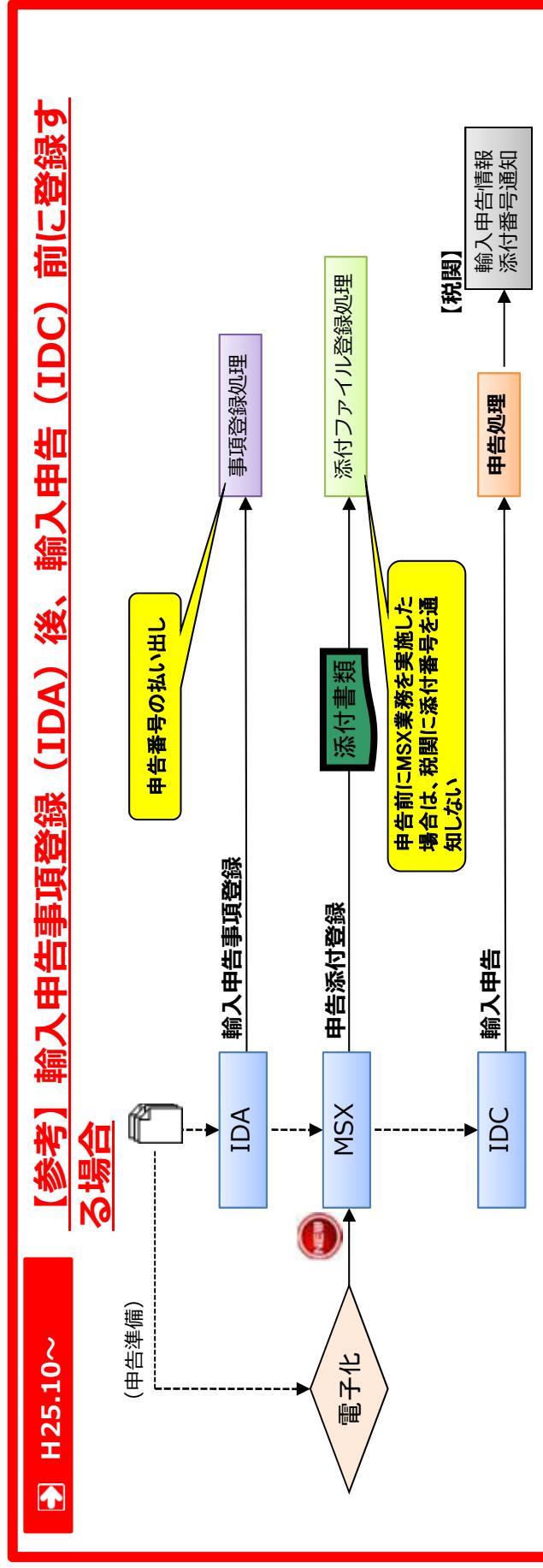
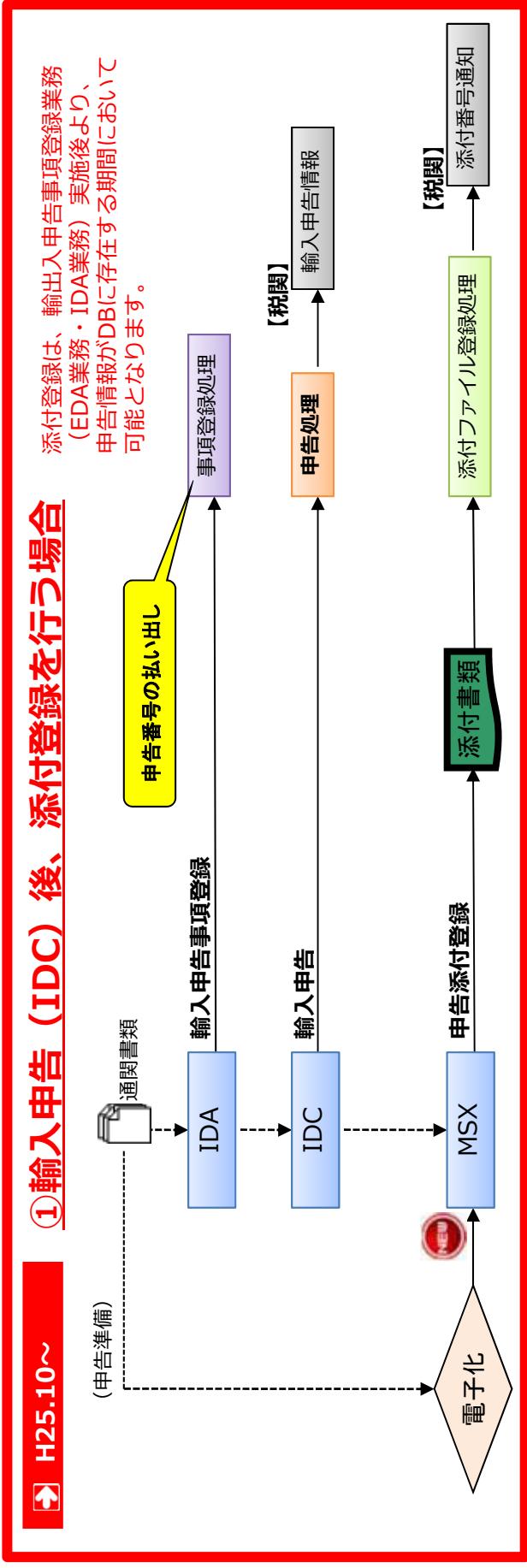
注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を施した場合の例です。

※平成25年3月リリース予定

(注) 申告添付登録業務は、システムに登録した輸出入申告等に係る通関関係書類を申告等番号毎に添付ファイルで登録が可能です。次頁以降は、業務フローの一例を掲載しているものです。

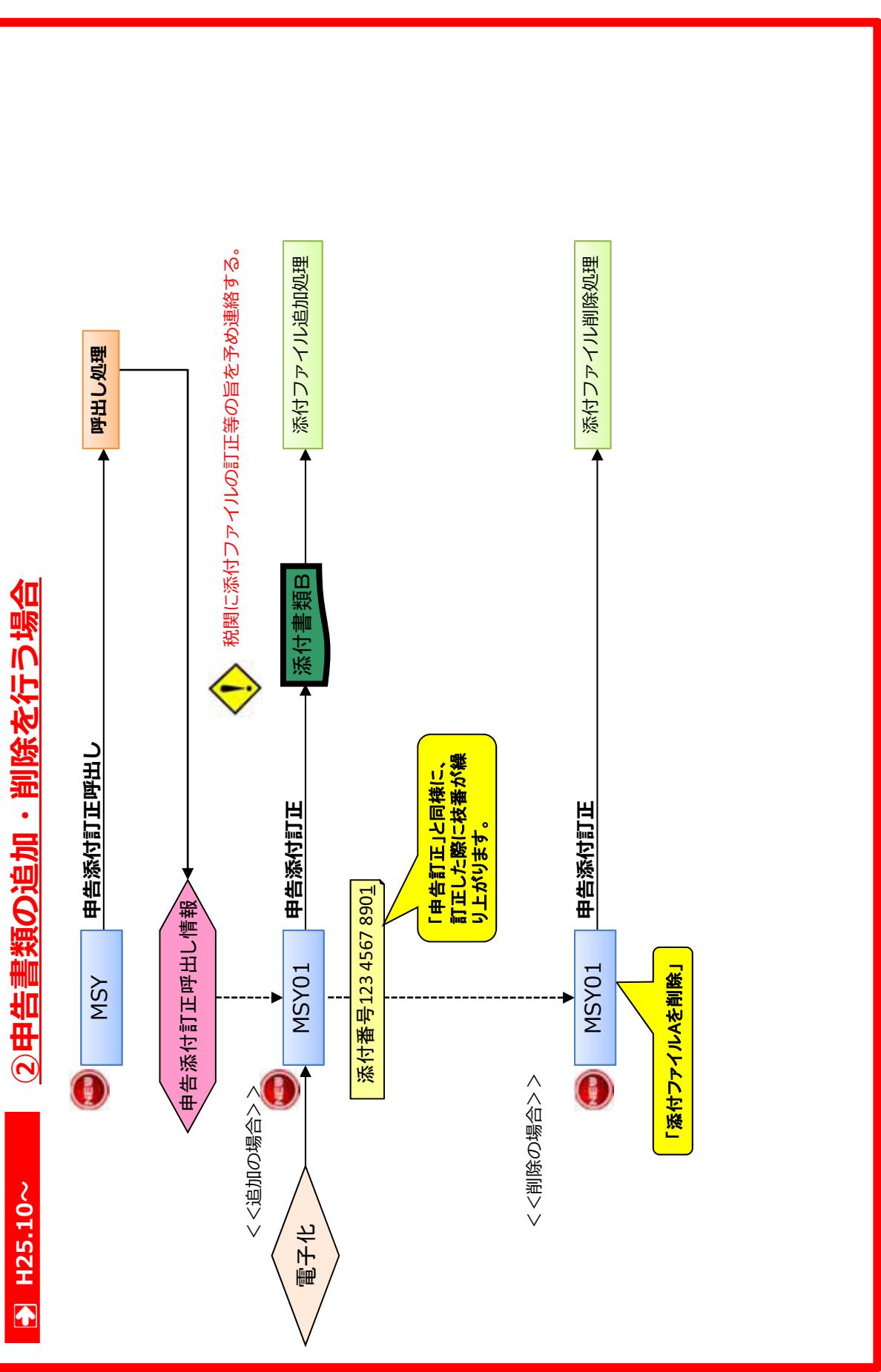
【参考】 通関関係書類電子化フローメーティングについて

【参考】通関関係書類の電子化業務フローイメージ



【参考】通関関係書類の電子化業務フローメージ

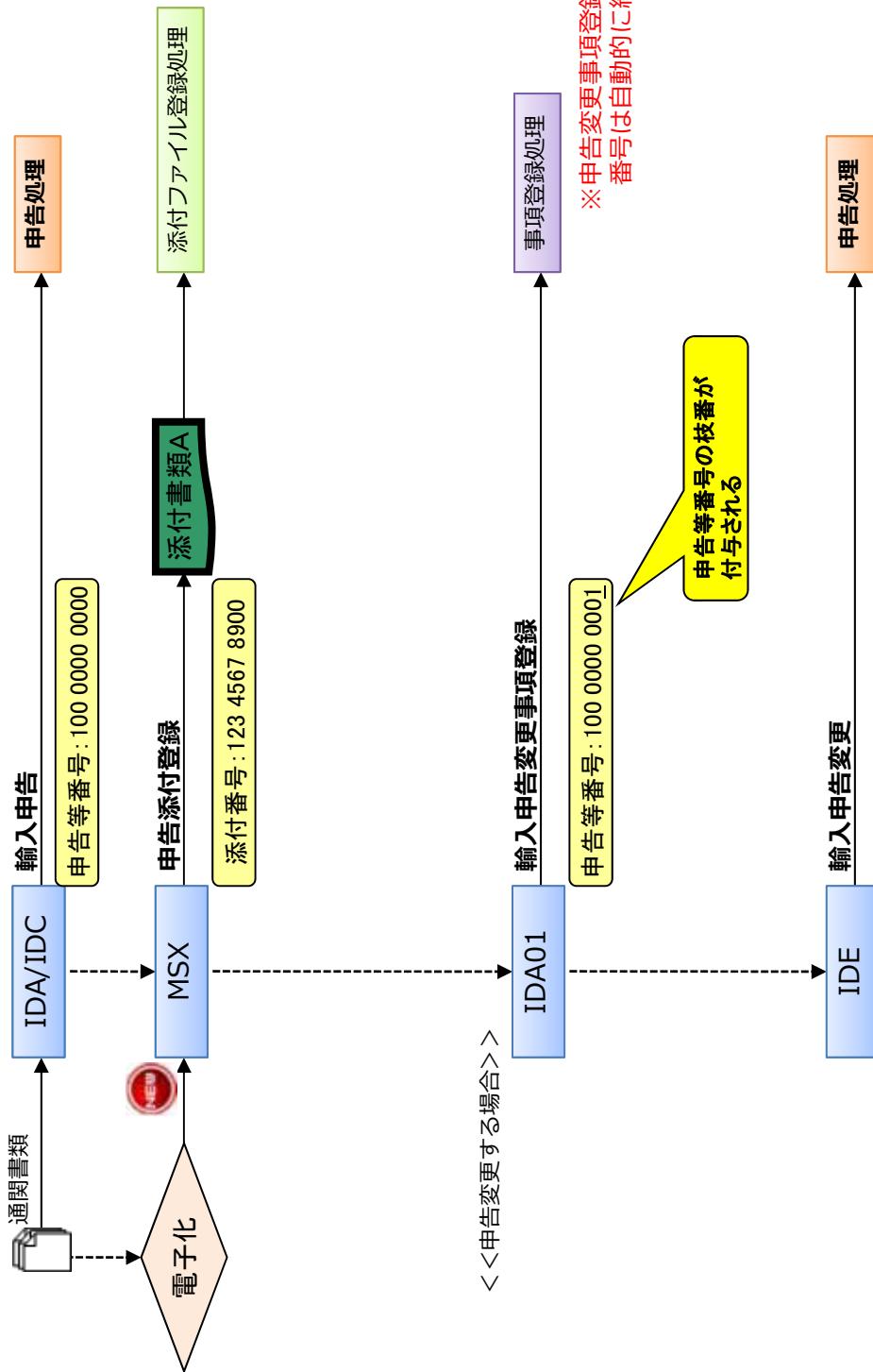
②申告書類の追加・削除を行う場合



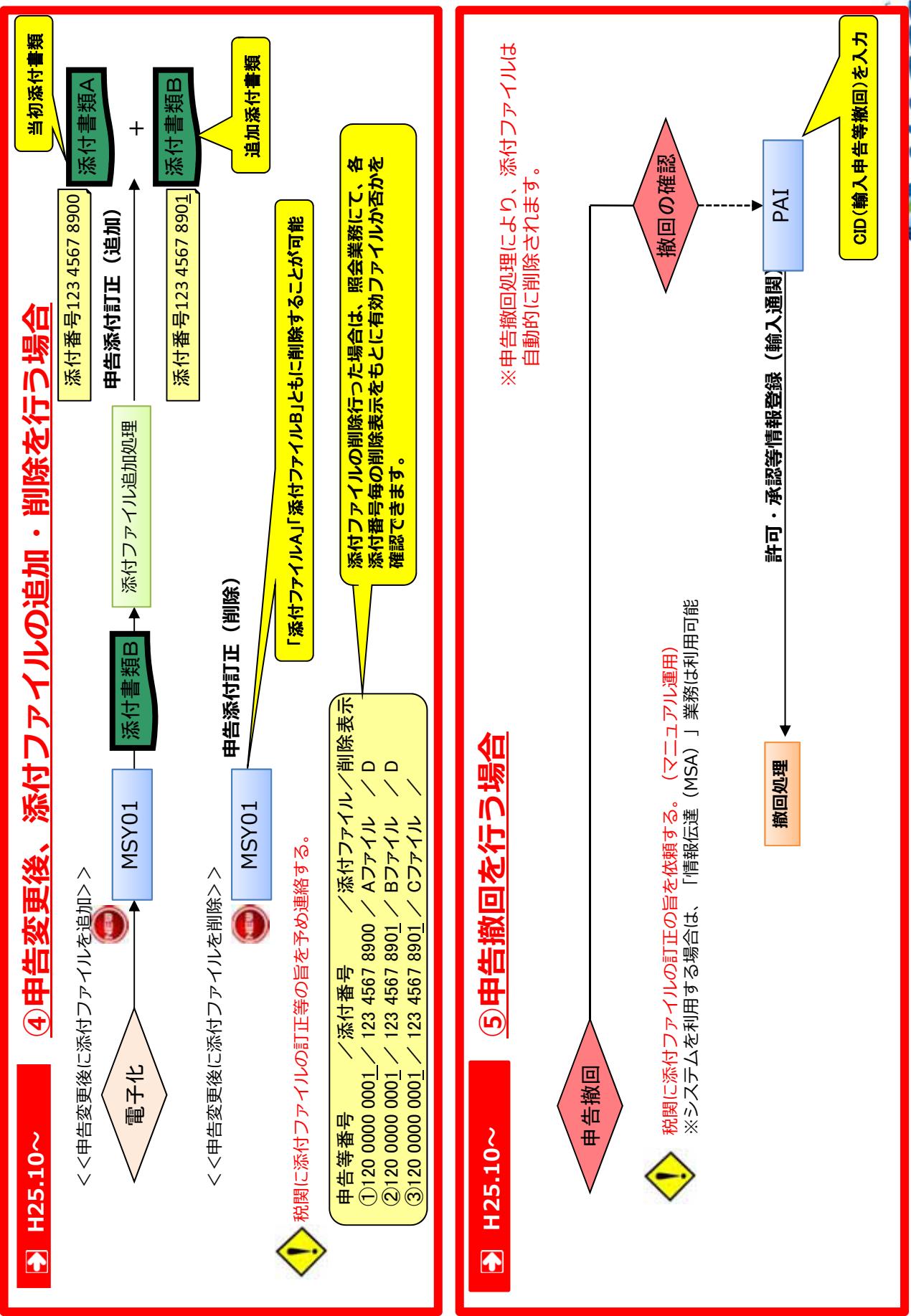
【参考】通関関係書類の電子化業務フローメージ

③申告書類の登録後、申告変更を行う場合

■ H25.10~

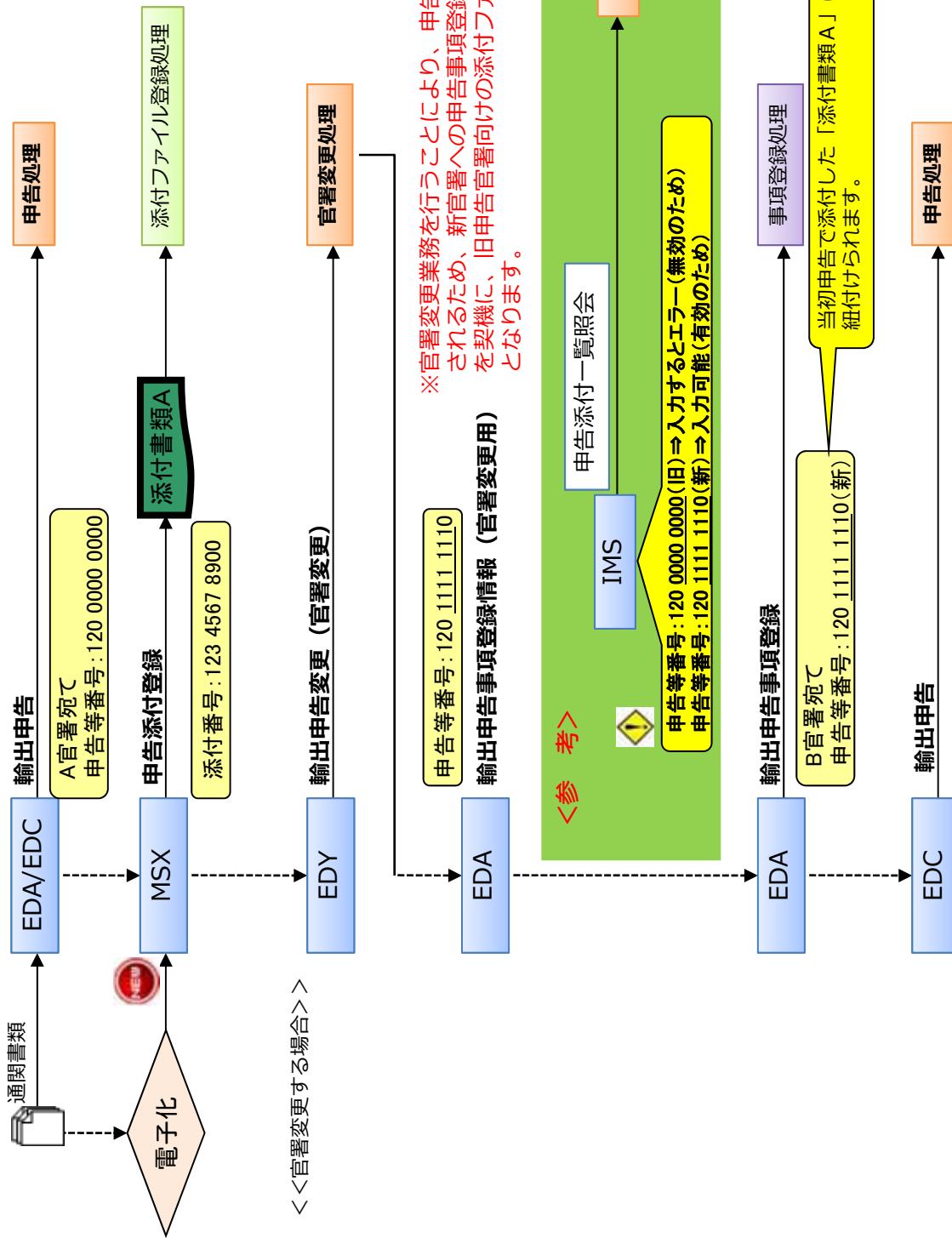


【参考】通関関係書類の電子化業務フローメージ

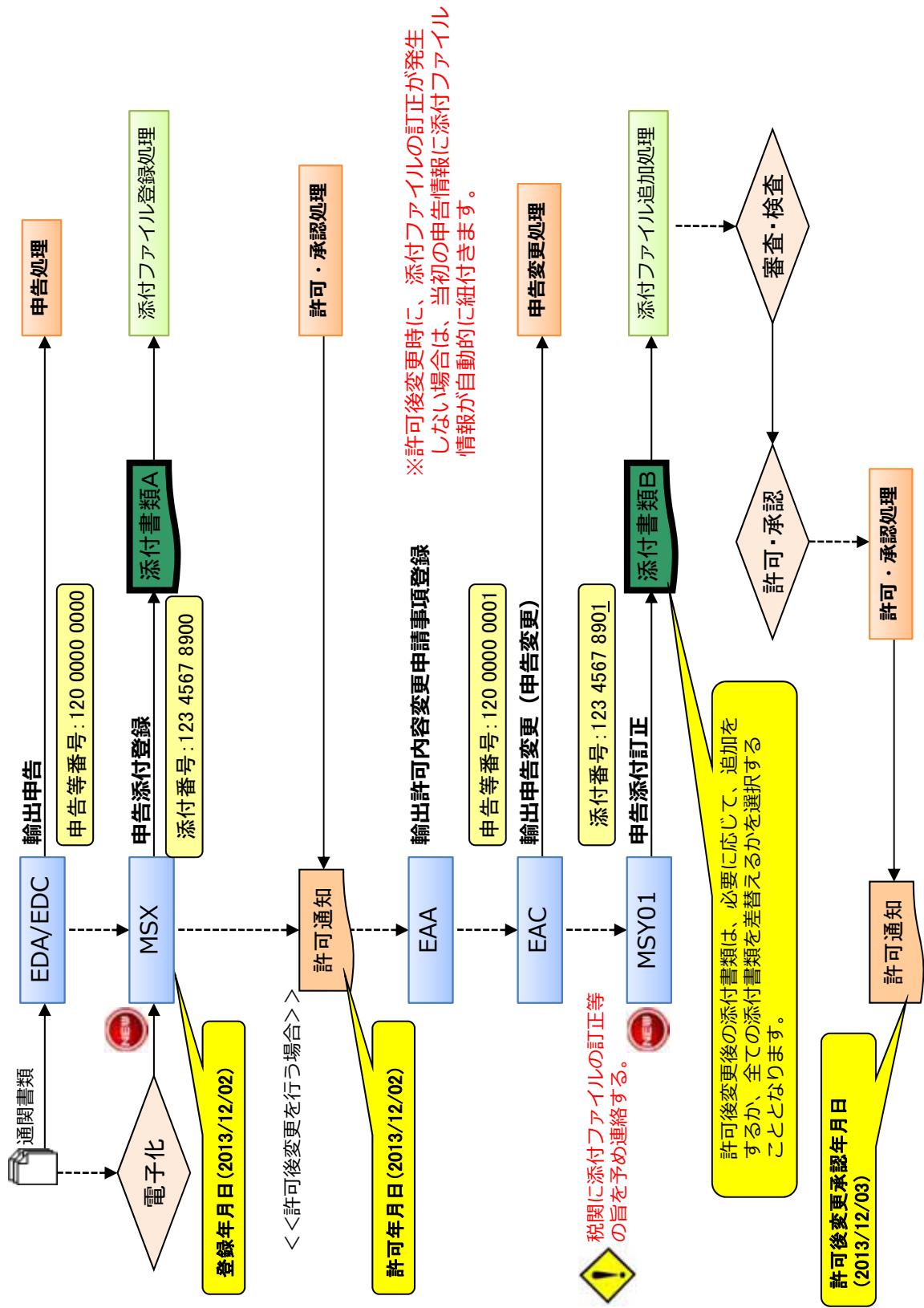


[参考] 通関関係書類の電子化業務フローメージ

H25.10~ ⑥申告添付後、官署変更を行う場合（輸出）



H25.10~ ⑦申告書類の添付登録後、許可後変更を行う場合（輸出）

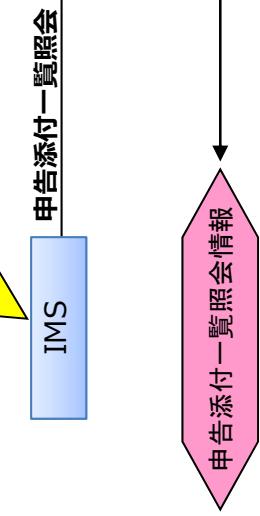


【参考】通関関係書類の電子化業務フローメージ

■ H25.10～

⑧申告添付一覧照会

申告等番号は1行で入力するが、最新の枝番の情報を出力する。
申告等番号：100 00000 0000 ⇒ 入力すると、申告等番号：100 00000 0001を出力
申告等番号：100 00000 0001 ⇒ 入力可能（有効のため）



申告添付一覧照会は、添付登録が完了した段階より、一定期間（申告情報が申告DBから削除されるまでの期間）経過後まで可能です。
添付登録されたファイルは原本保存されることになりますが、他の照会業務の扱いを考慮し照会期間を定めました。

2. 利用者様側設備について

3-1. 申告添付登録業務に係る利用者様設備

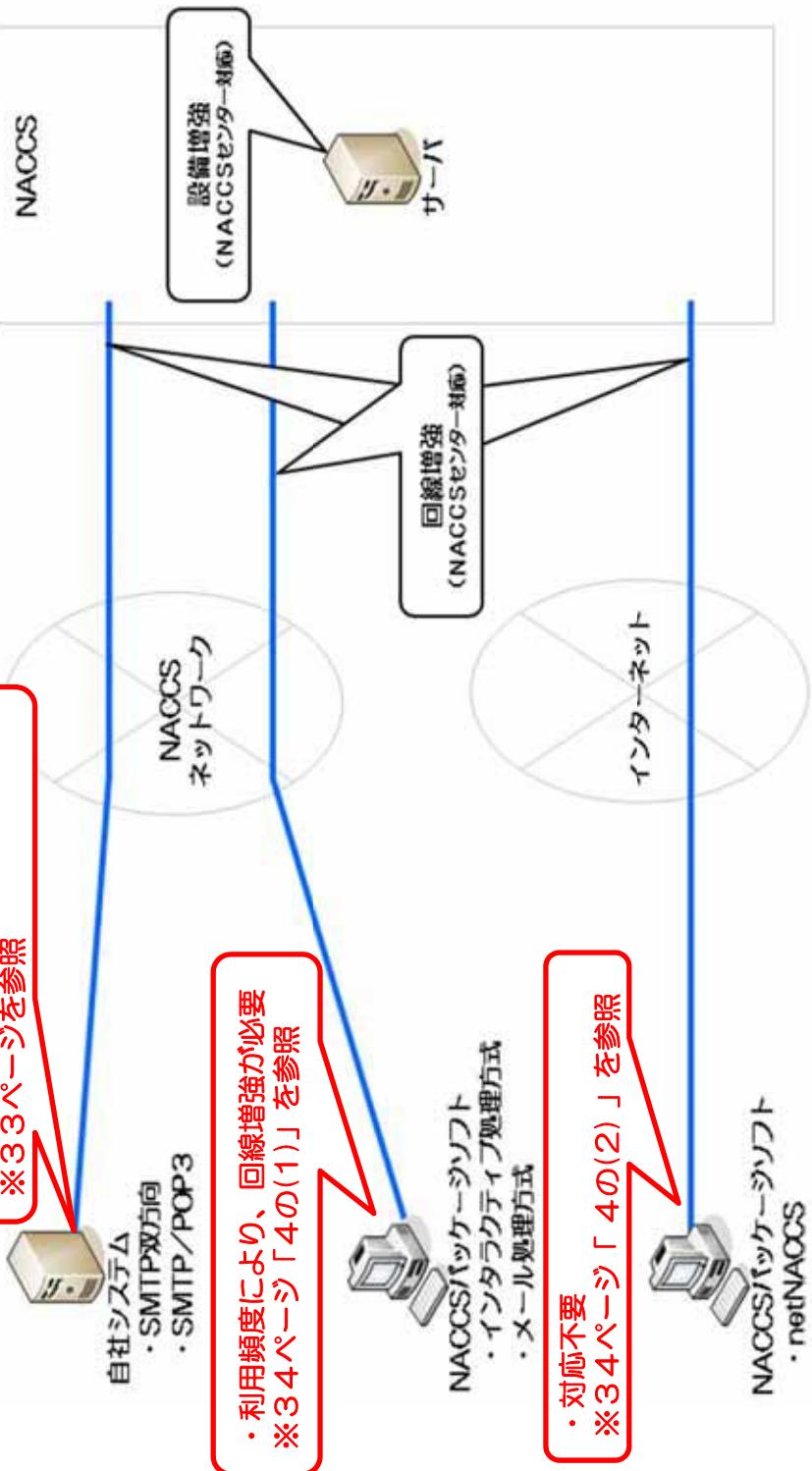
1. 利用頻度により、自社システム開発や回線増強が必要となる新規業務

- ・業務コード：MSX 「申告添付登録」
- ・業務コード：MSY 「申告添付訂正呼出し」
- ・業務コード：MSY01 「申告添付訂正」



2. 対応ポイント (NACCS接続イメージ)

- ・自社開発が必要
・利用頻度により、回線増強が必要
※33ページを参照



利用者システム

ネットワーク

NACCSセンター

♪・音・図をつなぐ
NACCS

Network Administration Center And Port Communication System

3-1. 申告添付登録業務に係る利用者様設備

3. 自社システム（SMTP双方向またはSMTP/POP3処理方式）を利用する場合

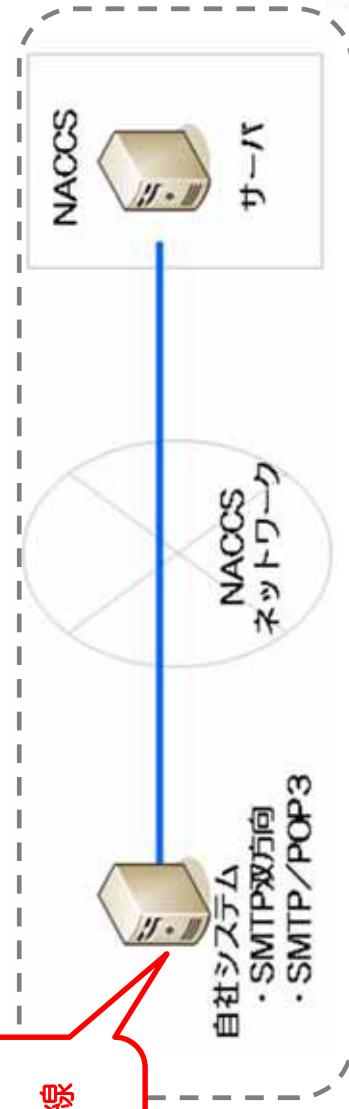
(1) **対象業務（MSX、MSY、MSY01）を自社システムで実施する際は、自社での開発作業が必要となります。**
具体的には**対象業務の各「業務仕様書」「業務仕様書」に則り「NACCS-EDI電文形式」にて作成し、電文を送受信するプログラム開発をしていただくこととなります。NACCSに係る仕様の詳細につきましては、NACCS掲示板に公開しております対象の「業務仕様書」および「NACCS EDI仕様書」をご参照下さい。**

(2) **自社システム用アクセス回線について**
対象業務を実施するためには容量の大きな回線が必要となります。**自社での業務量に応じた回線の増強（既存回線の増速または回線の新設）をご検討願います。**
回線種類別の添付ファイル送信時間の目安は、表（35ページ「【参考1】利用者様回線一覧」）のとおりです。増強が必要な場合、推奨する回線は一覧のうちの8～10となりますのでご検討をお願い致します。

(注) 「ダイレクトインターフェース方式」では、添付ファイルは送信不可となります。本方式で採用している通信プロトコル(X.25)は添付ファイルの送受信ができない仕様となつております。
本方式をご利用になられている利用者様で、対象業務を実施される場合は「SMTP双方向処理方式」等へ移行していくただくかパッケージソフト利用を選択いただくこととなります。

(注) ゲートウェイ接続（SMTP双方向またはSMTP/POP3処理方式）の配下でNACCSパッケージソフトを利用される場合は、上記（2）「自社システム用アクセス回線について」のみの対応となり、上記（1）「自社開発について」の対応は不要となります。

- ・**自社開発が必要**
- ・**利用頻度により、回線増強が必要**



4. NACCSパッケージソフトを利用する場合

利用頻度により、回線増強が必要



(1) ノッケージソフト（インタラクティブまたはメール処理方式）を利用する場合

- ①開発について
対象業務 (MSX、MSY、MSY01) をノッケージソフト（インタラクティブまたはメール処理方式）で実施する際は、**開発作業は一切不要です。**
NACCSセンターが提供するノッケージソフトをご利用ください。
- ②利用者様アクセス回線について
対象業務を実施するためには容量の大きな回線が必要となります。**自社での業務量に応じた回線の増強**（既存回線の増速または回線の新設）をご検討願います。
回線ごとの添付ファイル送信時間の目安は、表（35ページ「【参考1】利用者様回線一覧」）のとおりです。
増強が必要な場合、弊社が推奨する回線は一覧のうちの8～10となりりますのでご検討をお願い致します。

NACCSパッケージソフト

・インターネットティフ処理方式

・メール処理方式

対応不要



(2) ノッケージソフト（netNACCS）を利用する場合

- ①開発について
対象業務 (MSX、MSY、MSY01) をノッケージソフト（netNACCS）で実施する際は、**開発作業は一切不要です。**
NACCSセンターが提供するノッケージソフトをご利用ください。
- ②利用者様アクセス回線について
netNACCSはインターネット回線を使用しており、**回線を別途変更または新設する必要性は特段ない**と思われます。

※ダイヤルアップ回線は、添付ファイルの送信に相当な時間を要するため、新規業務の利用にはお薦めできません。



3-2. 申告添付登録業務に係る利用者様設備

[参考1] 利用者様回線一覧（合計2MBまたは3MBの添付ファイルを1件送付する場合のおおよその送信時間）

	利用者アクセス回線	送信時間 (2MB)	送信時間 (3MB)	業務への影響度
1	ダイアルアップ接続 (64Kbps) (注)	約10分	約14分	
2	専用線接続 (64Kbps)	(注)	約10分	約14分
3	専用線接続 (128Kbps)	(注)	約 5分	約 7分
4	専用線接続 (192Kbps)	(注)	約3分30秒	約 5分
5	専用線接続 (256Kbps)	(注)	約 2分	約3分30秒
6	専用線接続 (384Kbps)	(注)	約1分30秒	約 2分
7	専用線接続 (512Kbps)	(注)	約 1分	約1分30秒
8	ブロードバンド接続 (ADSL回線) (上り5Mbps、下り47Mbps)	(注)	数秒程度	数秒程度
9	ブロードバンド接続 (光回線) (100Mbpsベストエフォート)	(注)	数秒程度	数秒程度
10	netNACCS/パッケージソフト (インターネット回線)	(注)	数秒程度	数秒程度

(注) 必ずしも「ブロードバンド接続（光回線）」でなくとも、一度に送信する添付ファイルサイズの合計容量や利用者様側の設備等により、特段の問題なく送信が可能となる場合があります。また、上記の送信時間は、回線を専有で使用していることを前提としたおおよその目安となります。



3-2. 申告添付登録業務に係る利用者様設備

【参考2】ブロードバンド接続（光回線）の料金について

- | | |
|----|--|
| 1. | 障害対応時間（回線、ルータ）：平日09:00～18:00の場合
回線初期費用：¥98,000、回線使用料：¥11,500／月、屋内配線使用料：¥1,000／月、
回線終端装置使用料：¥900／月、ルータ使用料：¥5,200／月
→月額合計 ¥18,600 |
| 2. | 障害対応時間（回線、ルータ）：24時間365日の場合
回線初期費用：¥98,000、回線使用料：¥18,000／月、屋内配線使用料：¥1,000／月、
回線終端装置使用料：¥900／月、ルータ使用料：¥5,800／月
→月額合計 ¥25,700 |

※ ブロードバンド接続（光回線）導入にあたっての留意点

- ① ブロードバンド接続（光回線）の設置に要する標準日数については、新規・変更ともにNACCSセンターが受け付けてから「原則40営業日」となっております。提供エリア・設備状況等により、標準設置日数以上に日数を要する場合がございます。
- ② ご利用者様宅での工事は、「回線敷設工事」、「ルータ設置工事」の他に「回線現場調査」を「回線敷設工事」実施前に行います。
- ③ 光配線を敷設するにあたり、光配線用配管・木板等の附帯設備が必要となります。附帯設備は利用者様の負担で回線敷設工事日までに準備をお願い致します。

3-2. 申告添付登録業務に係る利用者様設備

【参考3】回線借用（工事）内容について（工事中は、回線使用不可に伴い業務実施も不可となります）

	専用線接続	ブロードバンド（光回線）	net NACCS (インターネット)
事前通知	○ (有り)	× (無し)	
借用頻度	1～2回程度／年	数回～5回以上／年 ※回線毎にバラツキあり	（インターネット回線のため、利用者様個別のご契約内容に依存します。）
借用時間	5～30分程度／回	不明	
借用時間帯	確認・調整した時間帯	概ね深夜帯	
借用日程調整	○ (可能)	× (不可)	

【参考4】解像度とファイル容量の目安

	PDF				TIFF	
	100dpi	200dpi	300dpi	100dpi 白黒	200dpi 白黒	300dpi 白黒
カラー	37	17	123	41	251	71
1枚	37	17	123	41	251	71
2枚	155	64	459	155	866	273
3枚	247	127	743	315	1,399	553
4枚	337	228	1,038	499	1,950	936
5枚	432	283	1,295	654	2,460	1,182
6枚	510	347	1,538	784	2,925	1,448
7枚	594	387	1,790	881	3,384	1,606
8枚	692	445	2,095	996	3,949	1,827
9枚	741	469	2,254	1,048	4,281	1,933
10枚	824	515	2,509	1,157	4,776	2,095

※複合機のスキャナ機能を使用

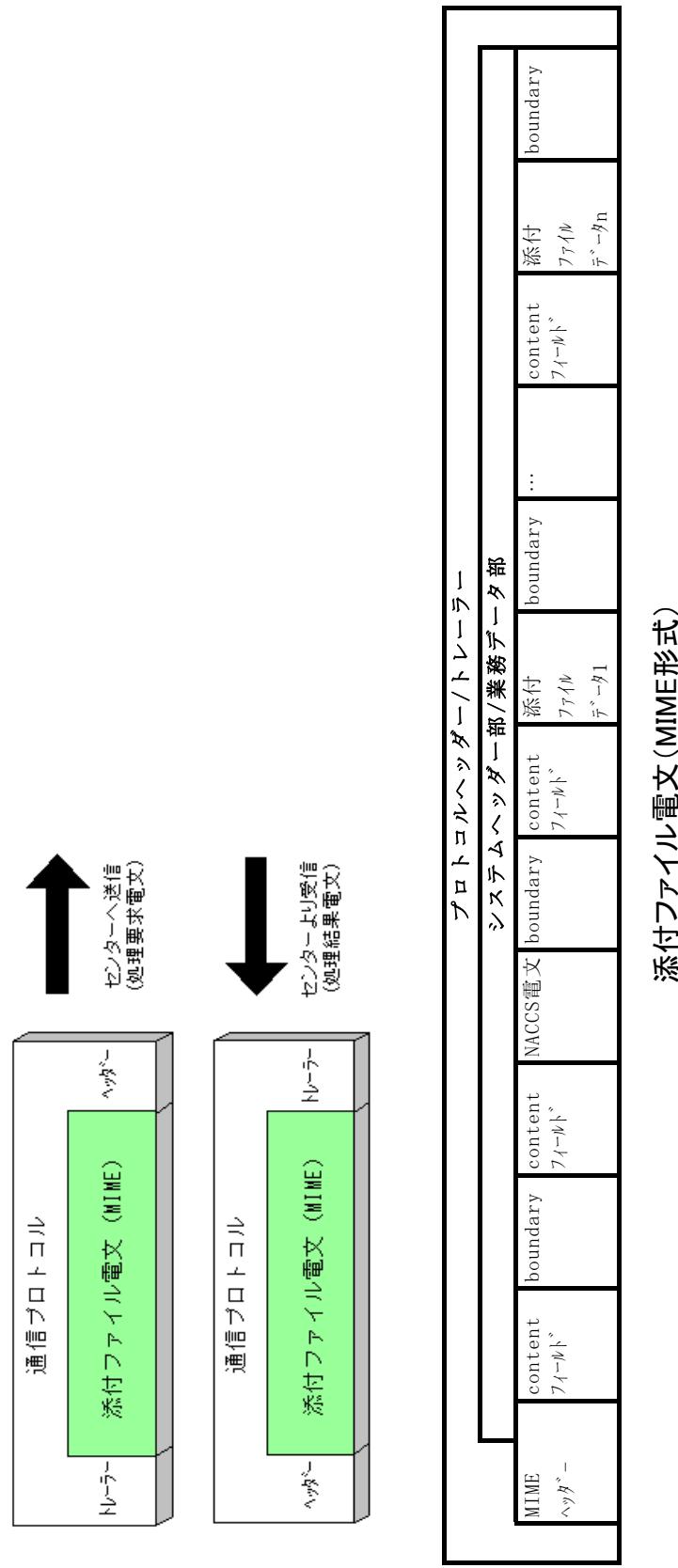
※本資料(P.2～P.20)を片面原稿として読み込み

3-3. EDI仕様について

1. 添付ファイル電文の電文方式 (EDI仕様書3.2.2.1)

NACCSの添付ファイルにおける電文方式は、MIME形式電文である。
エンコード形式はBase64である。

2. 添付ファイルの電文構造 (EDI仕様書3.2.2.2)



添付ファイル電文 (MIME形式)

3. 対象業務一覧（変更点）

項目番号	業務仕様書番号	業務コード	業務名	対象シス	入力者	混載業 航空代理店	出力情報名	出力情報コード	漢字		電文種別		再送防止
									A S i e r a (-)	A S i e r a (-)	通關業 航空會社	航業 空代理店	
68	7141	M S X	申告添付登録	システムに登録した申告手続��に 係る通關關係書類を申告等番号ご とに添付ファイルで登録する。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	処理結果通知	* C M S X	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	R
69	7142	M S Y	申告添付訂正 呼出し	「申告添付登録（M S X）」業務 によりシステムに登録した申告手 續に係る添付ファイル情報を呼び び出す。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	処理結果通知	* C M S Y	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	R
70	7143	M S Y O 1	申告添付訂正	「申告添付登録（M S X）」業務 によりシステムに登録した申告手 續に係る添付ファイル情報の削 除、添付ファイルの追加登録及び 提出区分の訂正を行う。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	処理結果通知	C A L O 9 7 0	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	C O
71	7145	I M S	申告添付一覧照会	「申告添付登録（M S X）」業務 または「申告添付訂正（M S Y O 1）」業務により登録された添付 ファイル情報を照会する。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	申告添付一覧照会情報	C A L O 9 9 0	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	M O

※※※
EDI往來書類
付表6-9-5 対象業務一覽

再送防止 : ○は、再送防止が設定される電文であることを示す。ただし、処理結果通知はエラーの場合には設定されない。

電文種別：Rは処理結果電文、Cは出力情報電文(照会結果を除く)(画面用)、Mは出力情報電文(照会結果)(画面用)

漢字：〇は、漢字が出力される可能性がある出力情報コードであることを示す。



3-3. EDI仕様について

4. 出力情報コード（変更点）

項目番号	出力情報名	出力情報コード	出力先		出力情報の出力形式			業務コード	電文種別	統一様式	漢字	原本対象	再出力対象
			税関業者	通航会社	INQ	EXZ	EXC						
146	申告添付訂正呼出情報	C A L 0 9 7 0	○	○	○	○	○	MSY	C	○			
147	申告添付一覧照会情報	C A L 0 9 9 0	○	○	○	○	○	IMS	M	○			

メールサブジェクト(業務個別データ(64行))													
項目番号	申告等番号(11)	申告結果コード(15)	申告等番号(11)										
146	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

※ EDI仕様書 付表6-10-5 出力情報コード一覧【輸出入共通業務】から該当箇所のみ抜粋

INQ型：処理結果電文が、処理要求電文の入力者宛に、直ちに出力される形式。

電文種別：Cは出力情報電文(照会結果を除く)(画面用)、Mは出力情報電文(照会結果)(画面用)であることを示す。

漢字：○は、漢字がある可能性がある出力情報コードであることを示す。



3-3. EDI仕様について

5. SMTP双方向またはSMTP/POP3処理方式の場合で既存業務と申告添付業務を併用する場合の留意点

- (1) 申告添付業務を実施中は、同一回線を利用しているGWサーバー、及びパッケージソフトからの他の業務の通信速度に影響が出る可能性があります。必要に応じて、回線と自社設備の増強を行って下さい。
- (2) 本改変で追加される新規業務・変更対象既存業務についてには民間利用者様向けには各業務の処理結果通知と「申告添付一覧照会(IMS)」業務の照会結果が追加となるだけで、出力情報の出力形式は何れもINQ型となります。このため、通常の業務追加と同様の扱いになります。
- (3) 輸出入申告を自社システムで行い、申告添付業務をノックエージェンジソフトで行う場合は、必要に応じて利用者様側で「処理結果通知」及び「出力情報」の宛先設定を行って下さい。

6. 接続試験

現在のところ、本年7月以降に接続試験を開始する予定です。
自社システム利用者の皆様には改めてお知らせ致します。

問合せ先等について

本資料に係るご質問等は、下記までお問合せ下さい。



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
(NACCSセンター)
システム部 システム総括課

TEL : 03-5460-0902
FAX : 03-5460-0925
Mail : system.soukatsu@naccs.jp

memo

